

令和2年 網走市議会
総務経済委員会 会議録
令和2年3月5日(木曜日)

○日時 令和2年3月5日 午前10時15分開会

○場所 議場

○議件

1. 議案第14号 平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 議案第15号 平成31年度網走市市有財産整備特別会計補正予算
3. 議案第17号 平成31年度網走市公共下水道特別会計補正予算
4. 議案第18号 平成31年度網走市網走港整備特別会計補正予算
5. 議案第19号 平成31年度網走市能取漁港整備特別会計補正予算
6. 議案第20号 平成31年度網走市簡易水道特別会計補正予算
7. 議案第22号 平成31年度網走市個別排水処理施設整備特別会計補正予算
8. 議案第24号 平成31年度網走市水道事業会計補正予算
9. 議案第26号 網走市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
10. 議案第27号 財産の処分について
11. 陳情第15号 日本国憲法の尊重・擁護に関する陳情
12. 陳情第1号 性的少数者(LGBTs)へ憲法13条に基づいて最大の尊重を網走市に求める陳情
(元. 6.20 継続審査)
(元. 6.21 継続審査)
13. 行政視察について

○出席委員(8名)

| | |
|------|--------|
| 委員長 | 立崎 聡一 |
| 副委員長 | 松浦 敏司 |
| 委員 | 石垣 直樹 |
| | 小田部 照 |
| | 川原田 英世 |
| | 栗田 政男 |
| | 澤谷 淳子 |
| | 山田 庫司郎 |

○欠席委員(0名)

○委員外議員(1名)

| | |
|----|-------|
| 議長 | 井戸 達也 |
|----|-------|

○傍聴議員(5名)

| |
|---------|
| 金 兵 智 則 |
| 永 本 浩 子 |
| 平 賀 貴 幸 |
| 古 田 純 也 |
| 村 椿 敏 章 |

○説明者

| | |
|---------|--------|
| 副市長 | 川田 昌弘 |
| 企画総務部長 | 岩永 雅浩 |
| 農林水産部長 | 川合 正人 |
| 観光商工部長 | 後藤 利博 |
| 観光商工部次長 | 田口 徹 |
| 建設港湾部長 | 佐々木 浩司 |
| 水道部長 | 脇本 美三 |
| 総務防災課長 | 伊倉 直樹 |
| 財政課長 | 古田 孝仁 |
| 農林課長 | 佐藤 岳郎 |
| 水産漁港課長 | 渡部 貴聰 |
| 商工労働課長 | 秋葉 孝博 |
| 観光商工部参事 | 前田 関羽 |
| 建築課長 | 小原 功 |
| 建築課参事 | 大嶋 尚士 |
| 都市整備課長 | 立花 学 |
| 港湾課長 | 梅津 義則 |
| 営業経営課長 | 野呂 俊広 |
| 営業経営課参事 | 佐々木 修司 |
| 上水道課長 | 吉田 憲弘 |
| 下水道課長 | 中村 昭彦 |

○事務局職員

| | |
|-------|-------|
| 事務局 長 | 大島 昌之 |
| 次 長 | 細川 英司 |
| 総務議事係 | 早瀬 由樹 |

午前10時15分開会

○立崎聡一委員長 ただいまから総務経済委員会を開会いたします。

本日の委員会は議場にて行いますので、質疑と答弁は着席のまま行うこととしますので、よろしくお

願いたいします。

本日の委員会では、付託されました議案10件、陳情2件、うち継続1件について審査し、最後に行政視察について協議します。

本日の進行についてですが、まず、企画総務部、農林水産部関係について、順次審査後、理事者の入替えをします。

その後、観光商工部関係について審査した後、理事者入替えを行います。

続いて、建設港湾部関係について審査し、再度入れかえ後、水道部関係について審査します。

最後の理事者入替えのあと、陳情について審査いたします。

それでは、議案第14号、平成31年度網走市一般会計補正予算中、企画総務部所管分について説明を求めます。

初めに、減収補てん債について説明を求めます。

財政課長。

○古田孝仁財政課長 はい。

それでは、議案資料の14ページを御覧願います。

平成31年度一般会計の減収補てん債の発行に伴う補正予算について、御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容でございますが、交付税算定における基準財政収入額の市町村民税、法人税割、及び利子割交付金の減少により、地方交付税及び臨時財政対策債の減収が見込まれることから、減収補てん債を発行しようとするものでございます。

2の補正額でございますが、歳入予算は、地方交付税を5,954万9,000円、臨時財政対策債を2,245万1,000円減額し、減収補てん債を8,200万円追加しようとするものでございます。

説明は以上です。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○川原田英世委員 減収補てん債ということで、少なくとも僕が議員になってから初めて聞くのですけれども、過去に減収補てん債の発行を行った経過があったのか、ちょっと確認したいと思います。

○古田孝仁財政課長 過去の減収補てん債の発行でございますが、直近では平成15年度、またその前の14年度に発行しております。

○川原田英世委員 そのときの理由っていうのは、どういった内容の理由で発行したのでしょうか。

○古田孝仁財政課長 そのときの理由につきましては今持ち合わせておりませんが、理由につきましては

は、基準財政収入額のほうで見込まれる額と乖離が生じたということでございますので、そちらの交付金は今のところ把握できませんが、国が算出した基準財政収入額と実際の収入額に乖離が生じて、地方交付税に欠損が生じているというようなところで発行が認められたものでございます。

○川原田英世委員 想定外と言ったらいいのか、何かしらの理由で法人税割等が減少したと。

今回みたいなコロナであったりだとか、今年もサケが不漁であったりだとか、想定外で市民税等が減少するというときには、今後もやはりこういった減収補てん債というものが、やはりそういったことが起きるたびに発行になっていくということで理解していいでしょうか。

○古田孝仁財政課長 減収補てん債の発行についてでございますが、地方交付税のほうの算定において見込んだ収入が得られなかった場合は、今年度の交付税で精算をするか、もしくはこういうような減収補てん債を発行するかという選択制になりますので、そのときの、これ以外の収入ですが、財政環境を判断しながら、発行について考えていくものと考えております。

○川原田英世委員 内容はわかりました。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続きまして、議案第14号中、財政調整基金積立金の説明を求めます。

なお、議案第15号、平成31年度網走市市有財産整備特別会計補正予算が関連しておりますので、あわせて説明を求めます。

○古田孝仁財政課長 議案資料の15ページを御覧願います。

平成31年度一般会計及び市有財産整備特別会計、一般会計への繰出金の補正予算について御説明いたします。

1の補正の理由及び内容でございますが、市有財産整備特別会計において、当初見込みを上回る市有地の売却収入と、老朽化した潮見団地の住宅解体に対し国庫補助金が交付されることに伴い、余剰となる財源を市有財産整備特別会計から一般会計に繰り出しを行い、財政調整基金に積み立てるため、これに係る経費を追加補正するとともに、財源を補正しようとするものでございます。

2の補正額でございますが、初めに（1）一般会計でございます。

歳出予算は、財政調整基金への積立金として7,000万円の追加で、財源は私有財産整備特別会計からの繰入金でございます。

次に（２）市有財産整備特別会計でございますが、一つ目が歳出予算は、ア、潮見住宅団地対策事業で、国庫補助金が124万2,000円交付されることから、同額の財産売払収入を減額する財源の補正でございます。

次に、16ページを御覧願います。

二つ目が歳出予算、イ、財産管理費で、一般会計への繰出金として7,000万円の追加で、財源は財産売払収入でございます。

説明は以上でございます。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○山田庫司郎委員 市有財産も売却ができたという報告もいただいて、大変ありがたいことだと思うのですが、124万2,000円が解体費の残額という表現がいいかどうかですが、その金額と6,875万8,000円という土地の売却の金額が出ていますが、この内訳について、特別会計との関係もありますけれども、ぜひ内訳を示していただきたいと思えます。

○古田孝仁財政課長 私有財産の売却の収入の部分でございますが、当初予算で見込んでおりました、旧網走高校の跡地の売却以外に、新たに藻琴の私有地が3,400平米売れたというものと、あと直近になります、旧市民活動センターであったり、藻琴の消防団の詰所であったり、入札の実施によりまして売れたものがございまして、そういうものが増えたことに伴います補正となります。

○山田庫司郎委員 工事もして売却をした経緯も含めて、そこについては全て売れたという判断でいいんですか。

今の市民活動センター含めて。

○古田孝仁財政課長 公売で行ったのは2件ございまして、両件とも入札は完了しております。

○山田庫司郎委員 売却金額というのを提示できると思いますが、それぞれの部分で聞かせていただきたいと思えますけれども。

○古田孝仁財政課長 旧市民活動センターにつきましては、1,573万2,018円でございます。

そして藻琴の詰所につきましては、495万7,469円となっております。

○山田庫司郎委員 旧市民活動センターなんかは公募額で行くよりは高く売れたということで考えてよ

ろしいんですね、倍までいきませんが。

○古田孝仁財政課長 最低入札価格ということで、公売価格を決めていますが、その価格よりも1.5倍ぐらいで売れたということです。

公売価格が900万円ということで示させていただいた額が1,500万円、消費税のほうもちょっと含まれるので本体価格ではございませんが、そのような形となっております。

○山田庫司郎委員 市有財産も減ったり増えたりということで、その年その年で状況というのは変わるんですが、やはり使う必要がないものについては、なるべく売却をしながらという考え方も持っているというふうに思いますが、公募の方法も一つだと思えますし、いろんな形での売却というのはあるんだと思えますが、ぜひ市有財産が、不用物件が残らないような形も含めて、ぜひ対応していただきたいことを要望して終わります。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、続きまして、議案第14号中、保健福祉基金積立金ほか3事業の説明を求めます。

○古田孝仁財政課長 それでは議案資料17ページをごらん願います。

平成31年度一般会計、財政調整基金費の補正予算について御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容でございますが、平成31年度に受領いたしました、各種寄附金をそれぞれ表のとおり、基金へ積み立てしようとするものでございます。

2の補正額でございますが、（１）歳出予算は基金積立金の合計で1,353万6,000円を追加しようとするものでございます。

次に、18ページを御覧願います。

（２）歳入予算ですが、全て寄附金となっております1,353万6,000円、内訳は記載のとおりでございます。

説明は以上です。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、続きまして、議案第14号中、庁舎及び公共施設等の管理委託等契約、債務負担行為補正について説明を求めます。

○古田孝仁財政課長 それでは、議案資料の7ページを御覧願います。

平成31年度一般会計債務負担行為の補正予算について御説明申し上げます。

3の債務負担行為の補正のうち、一般会計、1番上の項目になります。

庁舎及び公共施設等の管理委託等契約でございますが、清掃や警備などにおいて、令和2年度当初より履行が必要となるため、平成31年度中に契約事務を取り進める必要がございますので、債務負担行為を設定しようとするものでございます。

期間は令和2年度の1年間で、限度額を12億1,479万円にしようとするものでございます。

説明は以上です。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、ここでお諮りしたいと思います。

議案第14号、平成31年度網走市一般会計補正予算中、企画総務部関係分、議案第15号、平成31年度網走市市有財産整備特別会計補正予算につきましては、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○立崎聡一委員長 次に、議案第14号、平成31年度網走市一般会計補正予算中、農林水産部所管分について説明を求めます。

初めに、農業施設整備補助金返還金についての説明を求めます。

○佐藤岳朗農林課長 それでは、議案資料20ページを御覧願います。

平成31年度一般会計農業振興費、農業施設整備補助金返還金の補正予算についてであります。補正の理由及び内容については、過去にオホーツク網走農協が国の補助を受けて整備した、麦類乾燥調製貯蔵施設を撤去したことに伴い、残存年数に応じた補助金を返還するため追加補正するものです。

撤去した建物については、J Aが昭和63年と平成5年度に国の補助金を活用し、網走市が間接補助となり、北浜に建設した麦類乾燥調製貯蔵施設ですが、25年以上経過したこともあり、老朽化が進み、施設を維持していくのが困難であったことから、これを解体したものとなっております。

また、両施設とも耐用年数が残存してありまし

て、解体に伴い、補助金の返還が発生することから、北海道を通じて、国と事前協議を進めて参りましたが、このたび補助金を返還することで事前承認されたものです。

補正額につきましては、歳入歳出ともに599万2,000円を補正するもので、財源につきましては、全額が諸収入でJ Aからの補助金返還金でございます。

説明については以上です。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続きまして、議案第14号中、麦類乾燥調整貯蔵施設建設事業について説明を求めます。

なお、繰越明許費補正が関連しておりますので、あわせて説明願います。

○佐藤岳朗農林課長 それでは、議案資料の21ページを御覧願います。

平成31年度一般会計農業振興費、麦類乾燥調製貯蔵施設、建設事業の歳入歳出予算の補正と繰越明許費について説明をさせていただきます。

国の補正関連で事業申請をしております、麦類乾燥調製貯蔵施設の建設ですが、補正の理由といたしましては、近年の国産麦類の需要の高まりや単収の増加に加えて、重要病害虫の発生などによる小麦の作付面積の増加により、施設の処理能力を超過して受け入れを行っていることから、施設の運営コストが上昇していること、またあわせて、新たな品目としてもち麦を導入し、連作障害や病害虫の発生を予防し、適正な輪作体系の確立を図ることからも麦類乾燥調製貯蔵施設の再編整備により、生産量と品種の増加及び品質の向上と集約化による加工コストの低減を図るために国の産地生産基盤パワーアップ事業を活用し、事業を実施するものであります。

補正金額は、歳出予算が旅費36万1,000円、使用費72万9,000円、役務費121万円、委託料9,350万円、工事請負費50億8,420万円の合計51億8,000万円。

歳入予算が農業費補助金20億円、麦類乾燥調製貯蔵施設建設事業負担金1億2,940万円、農業債30億5,060万円となっております。

また、本年度に事業の完了が見込めないことから、事業の全額を翌年度に繰り越すものであります。

繰越明許費の内訳といたしましては記載のとおりでございます。

建設施設の概要についてでありますけれども、追加で配付をさせていただきました資料を御覧いただきたいと思いますが、建設場所については東網走106-1ほか2筆。

位置図、平面図については資料の裏面を御覧いただきたいと思いますが、事業につきましては、建設委託、それから設計委託、それから乾燥調製施設貯蔵等の建築工事、荷受け、施設のプラント土地造成工事となっております、具体的な施設の整備内容については、荷受けホッパー10トンが2基、乾燥設備80トンが2基、貯留設備60トンが24基、それから調製設備が12トン、毎時で1系統、それから貯蔵サイロが500トン、6基となっております。

この施設の処理能力についてですが、既存の2万7,389戸に6,500トンを加えて、合計3万3,889トンになります。

説明については以上です。

○立崎聡一委員 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○山田庫司郎委員 単純な質問になるかもしれませんが、追加資料の裏面に位置図ということでいただきました。

ただ、既存のやつが今2万7,000ぐらいの処理能力がある施設もあるんですが、これは、今もらった位置図でいきますと、これは新たに建てる建物だと思えますが、既存の建物との位置関係が全くわからないのですが、例えば図面から見ると入り口が左の1番下が今の入り口と考えていいですか。

○佐藤岳朗農林課長 既存の施設の位置関係についてでございますけれども、既存の施設と同じ並びに、隣地になりますが、同じ並びで建設を予定してございます。

○山田庫司郎委員 いただいている図面でいきますと平面図が下にあるのですが、裏側でね。

平面図のこちら側が道路なのかどうか僕もわかりませんが、左の下に入り口があるんですが、これが今の既存の入り口っていうふうに考えると、この位置関係が全くわからないのですが、その奥、横にあるのが道路なんですか。

○佐藤岳朗農林課長 今既存の平面図の左側に既存の施設がありまして、今回は追加で新規に建設をさせていただくこととなっております、入り口も新たに建設をするものとなっております。

○山田庫司郎委員 道路はどっちになるの。

既存施設の左手ですね。

○佐藤岳朗農林課長 今の新設施設の位置、平面図の左側が既存施設となります。

○立崎聡一委員長 山田委員よろしいですか。

○山田庫司郎委員 後でゆっくり聞けばわかりますから、ここで時間かけることはありませんが、左側に既存の施設があるということは、道路からの出入り口はまだずっと左側になって、既存の施設の敷地と新たに建てる場所の通路口というのが下にできるといって考えていいのでしょうか。

○佐藤岳朗農林課長 ここ、傾斜が逆になっているものですから、入り口を新たに造るということになります。

道路側とは別の出入口になります。

○山田庫司郎委員 わかりました。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、続きまして、議案第14号中、斜網地区ダム等管理事業について説明を求めます。

○佐藤岳朗農林課長 それでは議案資料の22ページを御覧いただきたいと思えます。

平成31年度一般会計農業農村整備費、斜網地区ダム等管理事業の補正予算についてであります。補正の理由及び内容ですが、1市4町で整備を進めている斜網地区ダムの小水力発電施設整備の遅れに伴い、負担金が減額となったことから、経費について減額補正するものです。

小水力発電の整備については、道営事業で整備を進めておりますけれども、関係機関との協議、調整、施設の改築申請などに時間を要したということで、工事の開始時期が遅れておりますが、これらの手続については、今年度中に完了し、令和2年度、3年度と工事を進めて、令和4年度から売電の開始予定に変更はないということで確認をしております。

経費使途といたしましては、小水力発電の整備による負担金2,465万円の減となっております。

また補正額といたしましては、歳出予算として表のとおりのおりのおり款項目事業名で、補正前4,665万円から補正額として2,465万円の減額、財源内訳は記載のとおりで、補正後の額は2,200万円となります。

また、歳入予算といたしましては表のとおりのおりのおり科目となりまして、市債を2,300万円減額することにより、補正後の額が390万円となります。

説明については以上です。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○山田庫司郎委員 予定どおり進めば非常にいいことなのですが、道営事業ですから、市の立場でということになかなかならないというふうに思います。

2,465万円の減額をして、さらに2,200万残った形になっています。

もし分かればですが、なぜ遅れたのかということ、残った2,200万円の事業内容は何をされたのか。

それと令和4年からは売電予定というふうにお聞きをしていますから、今ちょっと説明あったように遅れることはきっとないんだと思いますが、この予定について遅れるようなことも含めて、道のほうと何か協議というのはあるのかどうか、お聞かせいただきたい。

○佐藤岳朗農林課長 遅れた理由についてでございますけれども、水利権、一時流用とですね、あと管理規定の取り扱いについて協議を進めていたこと。

それから新たに補助するものの、低質土砂ですとかその水質の検査の実施等を行っていたこと。

それから地下の埋設工事、それから発電所の本体の工事を分割するというので、改築の追加申請を行ってたということをお聞きしております。

また、令和元年度の事業の内容といたしましては、地下埋設部分の自営線の工事を行ったということ、それからと責任分解点の設備、北電の負担工事とも責任分解点の工事の設計、それからその工事の監督業務等を行ったものとなっております。

○山田庫司郎委員 今回の減額になりましたから、令和4年を目途とすれば、流れとすれば来年、この金額も含めた予算がついて、ある程度を予定どおり進むのかというふうに思うんですが、これからの工事予定のことで内容的に変更も含めてあるのか。

先ほども言いました、くどくなりますが、令和4年の売電というのが遅れないのかどうか含めてお聞かせをいただきたい。

○佐藤岳朗農林課長 今後の予定についてでございますけれども、令和2年度、3年度と発電所の建設工事、分岐工事、それから自営線の線路の工事、それから通信線の工事などを行い、令和4年には試運転、調整、それから売電を開始する予定となっております。

なおフィット等の価格については、24円、キロワットアワーということで、変更はないということで

確認をしております。

○山田庫司郎委員 道の理解も得られなければもちろんなりません、1年でも1日でも早く売電ができればというふうに思っていますので、ぜひ計画が遅れないよう道と協議を進めていただきたいと思います。

以上です。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

○佐藤岳朗農林課長 すいません。

今の価格ですが29円、キロワットアワーの間違いです。

すいません、訂正させていただきます。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、続きまして、議案第14号中、水産加工業振興事業、HACCP等対応施設整備補助金について説明を求めます。

なお、繰越明許費補正が関連しておりますので、あわせて説明願います。

○渡部貴聡水産漁港課長 それでは、議案資料23ページを御覧ください。

平成31年度一般会計補正予算水産業総務費、HACCP等対応施設整備補助金について御説明いたします。

1、補正の理由及び内容でございますけれども、市内水産加工業者が実施します輸出先ニーズに応じた施設改修に対しまして、北海道を通して国の6次化市場規模拡大対策整備交付金が交付される見込みとなりましたことから、市を通して補助しようとするものでございます。

事業内容としましては、対EU、HACCP取得に向け既存の冷蔵施設や工場内を一部回収するものでございます。

2、補正の額でありますけれども、HACCP等施設整備補助金としまして2億4,103万5,000円を追加するものでございます。

財源としましては、道補助金2億4,103万5,000円でございます。

なお当該事業につきましては、国の補正予算による事業となっていることから、当該年度中の事業の完了が見込めないため、事業費の全額を翌年度に繰越いたします。

以上でございます。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○川原田英世委員 15カ月予算の関係ということで、市内の水産事業としては、これを別にまた大きく発展していくんだというふうに思うんですけども、このHACCPの工事の完了というのはいつ頃になるのか、どういう見通しでいるのかお伺いします。

○渡部貴聴水産漁港課長 工事なんですけれども、今現状なのですが、令和2年の4月から始まりまして、9月頃に終了するような形で進めたいというふうになっております。

○川原田英世委員 9月頃ということですから、市内の水揚げとしてはある程度は終わる時期で、市外、特に南部のほうから持ってくる原料を加工していく時期に入ってくるのかなと思うんですけども、できれば通年で工場が運営されると、市内に水揚げは限られてるけれども、流水期は流水のないところからちゃんと原料を持ってきて、通年HACCPの設備がある加工ができると、そして雇用も安定が図られていくということにつながっていくのが、もっとも、この施設を有効的に利用できることにつながっていくんじゃないかなというふうに思うんですが、そこら辺の部分でHACCP、国の補助金の申請のときに、そういった部分も何かしら基準というか、何かしらの申請に対しての何かそういうものがあるのか、ちょっと確認したいと思います。

○渡部貴聴水産漁港課長 一応、この事業につきましては補正でついて、昨年12月に、国のほうからおりてきたものでございます。

ですので、今お話のあったような地元のニーズに応じたというものはなかなか国のほうでもそこまでは図っていない状況なんですけれども、逆に言いますと、市内業者さんのほうで、今、議員がお話になったようなことを十分勘案して、今回申請される業者さんにつきましては、事前に自分たちで工期等も合わせて、調整を行って申請に至った経緯がございます。

○川原田英世委員 そこら辺がちゃんとうまく回ってくればいいなというふうに思いますけれども、状況見ながら、サポートできる部分は、行政としてもしっかりサポートしていただきたいというふうに思います。

○立崎聡一委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、続きまして、議案第14号中、能取漁港整備特別会計繰出金について説明を求めま

す。

なお、議案第19号、平成31年度網走市能取漁港整備特別会計補正予算と議案第27号財産の処分について、関連しておりますので、あわせて説明願います。

○渡部貴聴水産漁港課長 それでは、議案資料24ページを御覧ください。

平成31年度一般会計及び能取漁港整備特別会計の補正予算について御説明いたします。

1、補正の理由及び内容でございますけれども、能取工業団地の用地売却に伴い、能取漁港整備特別会計の資金不足比率を維持するため、必要な財源を一般会計から能取漁港整備特別会計繰り出すため、補正を行うものでございます。

補正の額でありますけれども、一般会計での歳出予算では、能取漁港整備特別会計への繰出金638万7,000円を追加するものでございます。

能取漁港整備特別会計の歳出予算では、繰上充用金の財源補正を行い、財産売払収入を638万7,000円減額し、他会計繰出金を同額追加しようとするものでございます。

能取漁港整備特別会計の歳入予算では土地売却収入を638万7,000円減額し、一般会計繰入金と同額追加しようとするものでございます。

続きまして、議案第27号財産の処分について御説明いたします。

議案資料の78ページ、議案資料9号を御覧ください。

本件は、能取工業団地の用地を合同会社網走バイオマス第3発電所に売却しようとするものでございまして、網走市財産条例第二条の規定に基づき、市議会の議決を得ようとするものでございます。

売却する土地ですけれども、能取港町4丁目1番4ほか3筆、面積は1万865平方メートルでございます。

売却予定価格ですけれども、2,928万1,175円でございます。

売却する土地の位置、概要につきましては資料に記載のとおりでございます。

以上です。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○川原田英世委員 バイオマスの3号機ということで、計画どおりこのバイオマスも1、2、3歩進んできたんだなど。

土地も活用はされていくと同時にやっぱりそこで補填しなくちゃいけない部分もあるということで、見ると大体、能取漁港のまとまった土地というか、ある程度をめぐがついてきたというわけじゃないですけども、埋まってきたように感じるんですけども、今後の計画というのはどのように考えているのかお伺いします。

○渡部貴聡水産漁港課長 今回の売却の後の残った売却可能用地なんですけれども、一部東京農業大学等に貸している土地もありますので、それらを差引きますと、約6ヘクタール、6万平米ございます。

ただ、現状ではまだ新規で、今の段階では引き合いというものはございませんが、一部能取工業団地に今年買った別の会社がですね、将来的には、用地を買い増したいという意見もいただいております。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

○松浦敏司副委員長 単純な話ですけども、売却をによって、いわゆる赤字というのは、現段階でどのくらいになるのでしょうか。

○渡部貴聡水産漁港課長 今回の売却をもって、現段階での当該年度の決算見込みによる累積赤字額なんですけれども、約1億9,900万円というふうになってございます。

○松浦敏司副委員長 はい、わかりました。

なかなか厳しい特別会計ですけども、やっとここまで来たのかなということで、わかりました。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、続きまして、議案第14号中、稲富林道法面復旧事業、繰越明許費補正について説明を求めます。

○佐藤岳朗農林課長 それでは、議案資料6ページの資料5号を御覧いただきたいと思います。

繰越明許費の補正の3段目、稲富林道法面復旧事業についてでありますけれども、本事業については、平成30年3月に判明した稲富林道の法面崩壊の復旧を行うもので、緊急自然災害防止対策事業債を活用し、本年度工事までの実施を予定しておりましたが、地権者交渉に時間を要したため、用地買収費用36万円と工事請負費715万7,000円について、令和2年度に繰越しをさせていただくものです。

説明については以上です。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○川原田英世委員 繰り越すということで、内容は理解したんですけども、繰り越して、どのくらいで着手して完了できそうなのか、めどがあればお聞きしたいと思います。

○佐藤岳朗農林課長 まず用地買収ですね、林地の分も含めて買収を早急に進めて、工事については夏中に終わらせるという予定になってございます。

○立崎聡一委員長 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、お諮りしたいと思います。

議案第14号、平成31年度網走市一般会計補正予算中、農林水産部関係分、議案第19号、平成31年度網走市能取漁港整備特別会計補正予算、議案第27号財産の処分については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

それでは、ここで理事者入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前11時01分再開

○立崎聡一委員長 それでは再開いたします。

次に、議案第14号、平成31年度網走市一般会計補正予算中、観光商工部所管分の説明を求めます。

初めに、企業立地促進補助金、繰越明許費補正について説明を求めます。

○田口徹観光商工部次長 平成31年度一般会計補正予算、企業立地促進補助金の繰越明許費の設定について御説明いたします。

議案資料の6ページ、資料5号、2、繰越明許費補正の表で上から5段目となります。

本件は、愛知県名古屋市の日本ガイシ株式会社が関連会社NGKオーツク株式会社の隣接に工場増設工事に対する網走市企業立地促進補助金に関わる繰越明許費の設定です。

当該工場建設工事の完了が当初の見込みより遅れたことから、補助金の交付が平成31年度から令和2年度に変更となるもので、金額は3,540万円となっております。

なお、工事の完了が遅れた原因は、工場内に搬入された機材に一部不具合があり、工事完成が遅れていることによります。

以上でございます。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、続きまして、議案第14号中、ふるさと寄附金特産品等カタログギフト事業業務委託契約、債務負担行為補正について説明を求めます。

○秋葉孝博商工労働課長 議案資料の7ページを御覧ください。

3、債務負担行為の補正、一般会計の2段目、ふるさと寄附金特産品等カタログギフト事業業務委託について御説明申し上げます。

ふるさと納税の返品に係る業務委託につきましては、令和2年度当初より対応が必要なため、債務負担行為を設定し、平成31年度中に契約事務を取り進めようとするものでございます。

なお、限度額につきましては、今後見込まれる寄附金が確定いたしませんので、契約による金額とするものでございます。

以上です。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○川原田英世委員 ふるさと納税も年々安定してきたといえますか、いろいろと問題があった中で、徐々に制度が定着してきたというふうに思うところなんですけれども、そういった中で、当初、書面が多かったんですね、カタログギフトみたいのが多かったのが中心は今ほとんどインターネットになってきていると思うんですけれども、そういった中でこの金額に変化があるのか。

また、経年でいって、どのくらいの金額を想定しているのか、わかれば教えてください。

○秋葉孝博商工労働課長 ふるさと寄附金の額についてでございますが、昨年、平成30年度につきましては、14億4,900万円、約15億の寄附をいただいたところでございます。

現在、平成31年度、まだ時期が若干残っておりますが、現在12億9,900万円程度になるものと見込んでいます。

なお、議員お話のとおり、ほぼ寄附金の大多数は、いわゆるサイトによる申し込みで、これ以外では、市内の寄附ですとかそういったもので数件を残してほぼサイトによる寄附となっております。

○川原田英世委員 はい、わかりました。

それで、このふるさと納税の業務を委託というか、請け負ってくれてるサイトがあると思うんですけれども、パーセンテージというか委託しているの

で、発生しているマージンといたらあれですけども、ある一定の割合があると思うんですけども、そこはそれぞれ各社によって違うと思うんですが、それは変更ないのでしょうか、ずっと一定のままなのか、そこをちょっとお伺いしたかったんですけども。

○秋葉孝博商工労働課長 それぞれのサイトによりまして寄附額に対してサイト手数料というのは、個別に設定をされております。

代表的なところでふるさとチョイスは11%プラス税、寄附額に対してです。

さとふるにつきましては12%プラス税、楽天につきましては9.1%プラス税とそれぞれのサイトによって設定がされております。

一部ですね、値上げをしたいという申し出も受けておりまして、これから契約につきましては交渉しながら契約事務を進めていきたいというふうに考えております。

○川原田英世委員 値上げをしたいという相談がある。

僕は1番このふるさと納税上の課題というのはここにあっていて、結局大企業しか参入できない事業で、ある程度税の扱い自体も大きな問題はここにあっていうふうに思っているんですが、これはあくまでも意見なんですけれども、こちらも注視していかないといけないと思っています。

多分、総務省としては1番大きな課題だと思っておりますが、税の公平性にも欠くということも出てくることにもなるんじゃないかなど。

そこが1番大きな部分だなと思いますので、一方的な値上げの議論があるのであれば、そこは十分注意しながら進めていただきたいと。

その点だけ申し上げたいと思います。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、お諮りいたします。

議案第14号、平成31年度網走市一般会計補正予算中、観光商工部関係分については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

それでは、ここで理事者入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時07分休憩

午前11時09分再開

○立崎聡一委員長 それでは、再開いたします。

次に、議案第14号、平成31年度網走市一般会計補正予算中、建設港湾部所管分の説明を求めます。

初めに、市営住宅等営繕基金積立金について説明願います。

○小原功建築課長 議案資料の19ページを御覧願います。

平成31年度一般会計財政調整基金費補正予算、市営住宅等営繕基金積立金について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります、本件は市営住宅敷金基金の運用益金を市営住宅等営繕基金に編入するため、市営住宅の営繕に係る積立金の追加補正を行おうとするものであります。

なお、運用益金とはこれまでの基金残高に対して発生した利息でございます。

補正額であります、補正前の額が1,000円、補正額が3,512万1,000円、補正後の額が3,512万2,000円となり、財源内訳は記載のとおりであります。

歳入予算については記載のとおりであります。

以上でございます。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○山田庫司郎委員 これは後ほど条例改正との関係が絡むのかどうかなんです、敷金の関係の対応が変わるはずなんです、条例の関係でいけば。そこでまた議論になるのかどうかひとつあるんですが、敷金をいただいていますと。

これは要するに、何か傷んだ時に、修繕したりして直すということで、これを編入するという事は間違いのないと思うんですが、今回こういう流用と言ったら変ですけども、編入した場合、敷金というのは残額どのぐらいになりますか。

○小原功建築課長 現在の基金残高がおよそ8,700万円でございます。

このうち入居者からの敷金2カ月分をお預かりしてしますので、これが大体、1,300戸ある状況で、5,200万円、これが今後も必要になる敷金のお預かり金ということになります。

それ以外の今回補正を計上いたします3,500万円ほどについて、これが昭和の時代から発生してきた利息等の益金ということで、それを今後も必要となると想定される長寿命化のための営繕基金のほうに編入するというところでございます。

○山田庫司郎委員 理解しますけれども、後ほど条例改正との関係は全くないんでしょ、今回はね。

○小原功建築課長 条例改正とは関係するものではございません。

○山田庫司郎委員 後ほど議論、議論というかちょっと意見交換になるか別にして、今度敷金がお金を払えない場合も、そこに市として使えることと条例の中でなるんだというふうにちょっと理解してるんですが、後ほど議論しましょうか。

だから、今回のことは、条例改正には関係ないと、そういうことで整理させていただいていいですね。

はい、わかりました。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

○川原田英世委員 利息の方で、これだけのものになったという、ずっとそのままにしたと言ったらあれですけども。

これを今回、こういうように編入するというのは何か理由があつてのことなのか、このタイミングでという理由があれば教えていただきたいと思えます。

○小原功建築課長 これまでも取り崩さずにここまで進んできたということでございますけれども、今回、これからまた大きな事業が動き出すということもございまして、建築課で所管しているこうした基金の額等を確認し精査した結果が、今回でございますけれども、補正を行おうとするものでございます。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、続きまして、議案第14号中、橋梁長寿命化修繕事業について説明を求めます。

なお、繰越明許費補正が関連しておりますので、あわせて説明願います。

○立花学都市整備課長 議案資料25ページを御覧ください。

平成31年度一般会計道路橋梁新設改良費補正予算、橋梁長寿命化修繕事業の歳入歳出予算の補正と繰越明許費の設定について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります、国の経済対策による社会資本整備整備総合交付金事業の補正予算を活用し、橋梁長寿命化を図るため、設計測量委託費750万円、工事費9,700万円、合わせて1億450万円を追加補正するものであります。

また、事業の完了が見込めないことから、事業の

一部を翌年度に繰越しするものでございます。

橋梁長寿命化修繕事業では、平成25年から計画的に耐震化、橋梁修繕を行っているので、2橋の測量設計と4橋及び横断歩道橋の2橋の修繕を行うものでございます。

補正額であります。補正前の額が6,200万円、補正額が1億450万円、補正後の額が1億6,650万円となり、財源内訳及び歳入予算については記載のとおりでございます。

繰越明許費の上限についても記載のとおりでございます。

また、施行箇所につきましては、26ページに記載の位置図を御参照願います。

以上でございます。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○山田庫司郎委員 大変ありがたい補正だというふうに私自身も理解をさせていただきます。

ただ、1億450万と、委託料で750万と一つあるんですが、年度内に調査設計も含めてされるんだとは思いますが、あと8カ所です。

事前の調査があって、それに基づいた予算措置をしているのかというちょっと心配な部分で、例えば調査設計をして、お金が足りなくなりました。

そのときに8カ所は何か施工しなきゃならないので、ここは半分、ここは3分の1やってとかそういうことがこれから出てくるとすれば、一つ一つをやったりきちんと完成をさせて、残りの箇所がお金が足りなくなったら後でやるという考え方もぜひ持っていただきたいと思ってるんですが、できればこの予算の中で全てが整備できれば1番ありがたいことですが、その辺どんなお考えがありますか。

○立花学都市整備課長 現段階で、設計費につきましては、予算規模同等の金額で設計測量等を進めることできるかなと思っておりますけれども、やはり詳細に設計してみないと、工事費については若干増減が考えられるかなと思っております。

今、お話のとおりですね、8橋梁全て終わることが1番望ましいんですけども、なかなか詳細な設計を試みた段階で、必要経費が今回の予算では対応できないということになった場合には、優先順位をさらに絞った中で、まず優先度の高いところから完了させていくということで、もし、仮に今回の補正予算で足りないということになれば、次年度以降の事業活用して、長寿命化を図っていきたいというふ

うに考えております。

○山田庫司郎委員 今、考え方を示していただきました。

余計な心配かもしれませんが、設計した段階で、やっぱり長寿命化ですから、ここまではやっぱりしなきゃならないというものはきちんと明らかになってくると思います。

予算を逆に言うと1カ所幾らと決めてしまうと、その中で処置をすればいいって話になってしまいますから、できればやっぱりきちんと、これからも長続きが橋が持つような形で設計が上がった段階で予算をつけてきちんと対応していくと。

だから、今、答弁いただいたことを頭に入れながら対応していただきたいと思います。

以上です。

○立崎聡一委員長 他にございません。

○川原田英世委員 今、山田委員のほうからもいろいろ質問があったところですけども、ありがたいなというふうに思っています。

特に傷んでいる部分がやっぱり、相当目につくなというふうに思った部分なので、ただやっぱりここ全部、全部ではないですけども、メイン、メインではないですね、幾つかは、通学路ということもあるかというふうに思います。

今、コロナウィルスだとかで学校をこの先、予定どおりなかなか運行はできないという中で、いろいろ問題があると思うんですが、工事に関しては、これまでもそうだったと思うんですけども、こういった通学路に関しては休みの期間中に集中してやったと思うんですけども、今回繰越しということでは来年度になる中で、そういった部分はしっかり対応できるかどうか、そこだけちょっと確認したいと思うんですが。

○立花学都市整備課長 工事を予定している今回の箇所につきましては横断歩道橋が2橋ございます。

通学される小学校、中学校と連携し、現在のところ夏休み期間中を1番工期の中で重点を置くような形で発注したいというふうに考えておまして、学校に通われる生徒さんの影響をできるだけ少なく、工事を進めたいというふうに考えております。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、続きまして、議案第14号中、国直轄港湾整備事業負担金について説明を求めます。

なお、繰越明許費補正が関連しておりますので、あわせて説明願います。

○梅津義則港湾課長 議案資料の27ページを御覧ください。

平成31年度一般会計港湾建設費補正予算、国直轄港湾整備事業負担金の歳入歳出予算の補正と繰越明許の設定について御説明をいたします。

補正の理由及び内容であります。国の国土強靱化対策に伴い、南防波堤改良工事にかかわる国直轄港湾整備事業負担金が増額になるため、負担金5,100万円を追加補正するものであります。

また、年度内の事業完了が見込めないことから追加する負担金の金額を翌年度について繰越すものであります。

国直轄港湾整備事業負担金では、国の予算調整に伴い、負担金の減額補正をしたところであります。国の国土強靱化対策に伴う補正により、新港地区南防波堤延伸が採択となったことから、現在、仮置きしているケーソンの2函の据えつけ工事を行うものであります。

補正額であります。歳出予算では補正前の額が9,100万円、補正額5,100万円の追加、補正後の額が1億4,200万円となり、財源内訳及び歳入予算については記載のとおりであります。

繰越明許費の内訳であります。5,100万円を繰り越すことといたしまして、財源内訳は全額が市債であります。

施工箇所につきましては28ページの記載の位置図を御覧願います。

以上でございます。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○川原田英世委員 一度減額になってできない部分が出てきたんだけど、やっぱり国のほうでできるようになったということですね。

これによって、請け負う事業者の何かしらの負担というのはないのか、そこだけ確認したいと思います。

○梅津義則港湾課長 事業者の負担というのは特にございません。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、続きまして議案第14号中、緑地整備事業について説明を求めます。

なお、繰越明許費補正が関連しておりますので、

あわせて説明願います。

○梅津義則港湾課長 議案資料の29ページを御覧ください。

平成31年度一般会計港湾建設費補正予算、緑地整備事業の歳入歳出予算の補正と繰越明許費の設定について御説明をいたします。

補正の理由及び内容であります。国の補正予算を活用し、モヨロ緑地の整備を行うため、委託料600万円、工事請負費1,200万円、合計1,800万円を追加補正するものであります。

また、年度内の事業完了が見込めないことから追加する事業費の全額を翌年度に繰越すものであります。

緑地整備事業では、今年度モヨロ緑地の園路及び緑地約1,500平米の整備を行ったところです。

今回の補正では残り2,500平米の園路整備及び緑地の植生を行い、園路沿いに照明を設置いたします。

また、国道からモヨロ緑地に下りる動線を確保するため、整備を計画しているスロープ階段の設計を委託いたします。

補正額であります。歳出予算では補正前の額が600万円、補正額が1,800万円の追加、補正後の額が2,400万円となり、財源内訳及び歳入予算については記載のとおりであります。

繰越明許費の内訳についてであります。1,800万円を繰り越すこととし、財源内訳は記載のとおりであります。

施工箇所につきましては、30ページに記載の位置図を御参照願います。

以上でございます。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○山田庫司郎委員 今、説明をいただきまして、階段工の設計も含めてということなんで、これもちょっと時間のかかっている整備だというふうに思っていますが、令和2年度で階段工の設計をして令和3年度で、その階段工の整備が終われば、整備というのは完了になるのか。

それと今網走橋のところ含めてですけれども、横断的にボックスカルバート含めて今施工をしていますが、あれとの関係も出てくるのかどうか含めてちょっとお聞きをしたいと思います。

○梅津義則港湾課長 階段工につきましては、今年中に設計、施工行いまして、令和3年度で完了する

ということで、ここで一連の緑地整備については一通り完了することになります。

○立花学都市整備課長 連携して、現在、国道39号線の網走橋におけるボックスカルバートの工事を、国のほうで施工している状況でございますけれども、そこの完成につきましては、ボックスカルバートについては本年度ぎりぎりまで工事がかかってボックス自体ができて上がるんですけども、そのすり付けの工事が令和2年度の6月、7月くらいまで延びるのではないかとこの情報はいただいているところでございます。

階段工については、その河岸歩く方について利用いただくような形で設計をしているんですけども、動線としては左岸側の動線の通り抜けにできる状況になるのは、今年度中には通り抜けができるという状況になると思います。

○山田庫司郎委員 モヨロのあそこの護岸整備含めて、今説明いただいたように階段工が来年度ですから令和3年度で完了すれば、この事業については完了の予定と、ただボックスカルバート含めて、国土交通省の実施をしている工事があるので、それとの整合性というか、つながりも出てくると思いますが、市は市で向かいに行きながらも向こうはどういうふうにしていくかということは、工事の区分も含めてされてると思いますが、国土交通省はまた国土交通省で完了予定がきつとあると思います、今説明いただいたように。

うまくやっぱりマッチングするように、無駄のないように、これは市民と市の立場ですけど、国土交通省が多めに迎えに来てくれれば1番ありがたいことです。これは余談ですけども。

そのことを含めてお願いをさせていただきます。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

○川原田英世委員 今、山田委員からもあったとおりだと思うんですけども、全体的にはかわまちづくり計画の中で進めてきて、将来的には大曲のほうまで一体的にというビジョンがあると思うのですが、その中で工事全体の部分で、少し想定外というか遅れている部分も若干あるのではと思うのですが、その計画全体としてはどのような、進捗状況で把握しているのか伺います。

○立花学都市整備課長 現在、施工している網走橋ボックスカルバートの工事においては、若干想定外な事象が発生して、工事の期間が延長になっているんですけども、全体の計画としては令和5年まで

には整備のほうは整うという現状の計画では動いているところなんですけれども、さらにかわまちづくり計画の現状が河口から大曲湖畔園地というエリアの中で進めている計画ではあるんですけども、そこを今拡大するかどうかと、もう少し呼人まで、かわまちづくり計画の範囲を延ばそうかどうかという議論を現在しているところでございまして、そこを含めて計画の見直しを今後進めていく可能性が今現在ある状況ではございますけれども、現在のところ進捗としては、現在の計画どおり進んでいる状況でございます。

○川原田英世委員 はい、わかりました。

かわまちづくり計画も、市民関わった中で議論がされて、すばらしいビジョンが見えてきてきたのかなと思っています。

スポーツのまち網走としても、新しい魅力につながっていくという中で、呼人までという今お話ありましたけれども、網走経由して、網走川一体の景観を利用した合宿だとか、様々な市民に対しても利用促進ができると思いますので、さらなる検討を進めていただきたいと思います。

以上です。

○立崎聡一委員 他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なきようですので、続きまして、議案第14号中、第4ふ頭岸壁改良事業について説明を求めます。

なお、繰越明許費補正が関連しておりますので、あわせて説明願います。

○梅津義則港湾課長 議案資料の31ページを御覧ください。

平成31年度一般会計港湾建設費補正予算、第4ふ頭岸壁改良事業の歳入歳出予算の補正と繰越明許費の設定について御説明をいたします。

補正の理由及び内容であります。国の補正予算を活用し、第4ふ頭岸壁の整備を行うため、工事請負費1億2,000万円を追加補正するものであります。

また、年度内の工事完了が見込めないことから、追加する事業費の全額を翌年度に繰り越すものであります。

第4ふ頭岸壁改良事業では、国の予算調整に伴いまして事業費の減額補正をしたところであります。国の国土強靱化対策に伴う補正により、今年度実施済みである岸壁エプロン、約1,320平米の舗装工事に加え、約3,100平米の舗装工事を行うもので

あります。

補正額であります。歳出予算では補正前の額が4,500万円、補正額が1億2,000万円の追加、補正後の額が1億6,500万円となり、財源内訳及び歳入予算については記載のとおりであります。

繰越明許費の内訳についてであります。1億2,000万円を繰り越すこととし、繰越額の財源内訳は記載のとおりであります。

施工箇所につきましては、32ページに記載の位置図を御参照願います。

以上でございます。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、続きまして、議案第14号中、公園整備事業、スポーツ・トレーニングフィールド公園施設改修事業について説明を求めます。

なお、繰越明許費補正が関連しておりますので、あわせて説明願います。

○立花学都市整備課長 議案資料33ページを御覧ください。

平成31年度一般会計公園施設整備費補正予算、スポーツ・レーニングフィールド公園施設改修事業の歳入歳出予算補正と繰越明許費の設定について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります。国の経済対策による、社会資本整備総合交付金事業の補正予算を活用し、公園施設改修に関わる工事費7,100万円を追加補正するものでございます。

また、事業の完了が見込めないことから、事業の一部を翌年度に繰越しをするものでございます。

当該事業では、テニスコートの人工芝4面、オホーツクドームの照明施設74基のメタルハライドランプをLED照明に改修、おもしろ自転車広場の舗装1,500平米の改修を行うものでございます。

補正額であります。補正前の額が1,500万円、補正額が7,100万円、補正後の額が8,600万円となり、財源内訳及び歳入予算については記載のとおりでございます。

繰越明許費の内訳につきましては、7,100万円を翌年度に繰越しを予定しております。財源内訳については記載のとおりでございます。

また、施工箇所につきましては、34ページに記載の位置図を御参照願います。

以上でございます。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○山田庫司郎委員 7,100万円補正で増額して、全体の事業費が8,600万円と。

1,500万円の前の金額というのはまだ使われてないという考え方でよろしいですか。

○立花学都市整備課長 当初、1,500万円のスポーツ・トレーニングフィールドの予算につきましては、大型遊具の更新を行った事業で、既に1,500万円につきましては執行を行っている状況です。

○山田庫司郎委員 そうすると7,100万円の工事請負費で出ていますから、この金額で、今説明のあったテニスコート4面の人工芝とドームの照明74基ですか。それとおもしろ自転車広場の約1,500平米の舗装ということで聞いていますが、それぞれの事業費の内訳はわかりますか。

○立花学都市整備課長 内訳につきましては、テニスコート人工芝改修4面につきましては4,300万円、オホーツクドームLED化につきましては2,200万円、おもしろ自転車コース広場舗装改修については600万円、合わせて7,100万円を予定しているところでございます。

○山田庫司郎委員 テニスコートは以前に1回整備していますが、人工芝はまだ張っていないということで、今回4面について張るのか、まだ8面ありましか。

残っている部分を施工するのか。

それと、まとめて聞きます。

ドームの照明です。

LEDにするのは大変いいことだというふうに思うのですが、後で、また体育館との関係も出てきますけれども、このドームも相当修復しながら今、使わせていただけてきて、広告の企業も剥がれていった経過もあって、維持管理費も大変だというふうに思っています。

網走市としてドームをこれからどうしていくのか、やっぱり新たにつくるのか、もたせるだけもたせなければならないという考え方をもっていかなければならないと思うんですが、それで2,200万円の予算ですけれども、LEDになるのはいいんですが、このドームを何年もたそうとしてるのかによって、無駄にならないかの心配をしております。

その辺ちょっとお聞かせください。

○立花学都市整備課長 まずテニスコートにつきましては、全部で16面ございまして、既に、その中で

8面が人工芝の張替えが終わっています。

それで、今回残りの8面のうち4面について人工芝に張り替えをするということで、新たに人工芝に張り替えするという箇所でございます。

オホーツクドームの改修につきましては、平成10年に共用開始をして、20年を経過している状況でございます。

これまで人工芝がオホーツクドームの中にもございまして、人工芝張り替え等、修繕等を行ってきている経緯はあるんですけれども、やはり幕を使っている特殊なオホーツクドームの形状をされているということで、今、その改修がどういった形できるかどうかというのを検討している状況でございます。

何年もたそうかということについては、できるだけ長くもたせたいということで考えているところでございますけれども、LED化につきましては、現在、照度と言うのですが、照度も非常に、メタルハイドランプの球も寿命が来ている状況もあって、非常に暗くなってきているということもあるものですから、安全性を確保するためにはLED化に早くしなければならない。

ランニングコストについても、現在よりも電気代がコストとしては半分になるという、室内だけですけれども、そういったランニングコストの縮減にもつながるということで、進めたいということで思っております。

何年もたそうかという具体的な年次については具体的に持ち合わせてはいないんですけれども、できるだけ長く長寿命化を図れるように対策をしていきたいと思ってるんですけれども、ゆくゆくは幕を取りかえることができないかということ、現在検討を進めている状況なので、もう少しお時間をいただきたいという状況でございます。

○山田庫司郎委員 ここでオホーツクドームをどうするかという結論はまだ導けないと思いますけれども、先ほど心配したように、今、修繕しながらでも使うという考え方もまた検討してみるというお話があって、ランニングコストも安くなるのも十分理解します。

ただ、LEDで2,200万円かけてやったとして、ランニングコストとの関係も出てきますけれども、後でまた再利用して違うところにつけるということが不可能だと私は思っていますので、無駄にならないよう、逆に言うんだったら、もう我慢して、人工芝がまだ4面、これから整備する必要があるのなら2

面でもこっち側にお金を使うという考え方もあるのかもしれないから、そこはそちら側の判断だというふうに思いますが、LEDの照明にしたということは、ぜひ20年、30年もつという話も聞いてますから、無駄のないように使えることも含めてきちんと考えていただくことをお願いしたいと思います。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なきようですので、続きまして、議案第14号中、網走運動公園施設改修事業について説明を求めます。

なお、繰越明許費補正が関連しておりますので、あわせて説明願います。

○立花学都市整備課長 議案資料35ページを御覧ください。

平成31年度一般会計公園施設整備費補正予算、網走運動公園施設改修事業の歳入歳出予算の補正と繰越明許費の設定について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります。国の経済対策による社会資本整備総合交付金事業の補正予算を活用し、公園施設の改修に係る工事費3,800万円を追加補正するものでございます。

また、事業の完了が見込めないことから、事業の全額を翌年度に繰越しするものでございます。

当該事業では、総合体育館アリーナの照明施設270キロ、メタルハイドランプをLED照明に改修するものでございます。

補正額であります。補正額が3,800万円、補正後の額が3,800万円となり、財源内訳及び歳入予算については記載のとおりでございます。

繰越明許費の内訳についても記載のとおりでございます。

また、施工箇所につきましては、36ページに記載の位置図を御参照願います。

以上でございます。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○小田部照委員 総合体育館のLED化ということで何点か確認させていただきます。

今までも質疑させていただきましたが、照明が暗くて、今まではバドミントン、卓球、様々な競技の全道大会、全国大会の基準に満たない、大会が開催できないのではないかというような御意見もたくさんありました。

このLED化によって、そういった各競技の全

道、全国大会規模の明るさの基準はこれで満たしているという認識でいいのかと、あと、省エネ効果はどのようなものなのか伺います。

○立花学都市整備課長 競技によって、必要照度の基準がいろいろあるんですけども、一般的に全道大会クラスの競技を行う場合には500ルクスの照度が必要だということ言われております。

現在、アリーナの照明につきましては、メタルハライドランプと、それとハロゲンランプというのが、もう一つ付随しております、そのハロゲンランプを両方つけた状況で500ルクスをぎりぎり確保できるかどうかというような状況でございます。

今回、LED化にすることによりまして、そのハロゲンランプを使わずに、メタルハライドランプをLED化にすることで、800ルクスの照度が確保できるという見込みで整備を現在行う予定でございます。

ランニングコストについて電気代につきましては詳細に詰めておりませんが、一般的にメタルハライドランプからLED化に換えると、ランプの大きさを変えずにやるということであれば、半分の電流量が削減できるということで聞いています。

○小田部照委員 省エネ効果もや半分ぐらいになるということで、大変効果があるという認識と、全道、全国大会、800ルクスということで、一般的な大会は開催できる基準になるということで認識いたしました。

ただ、このアリーナのLED化というのは、プレーに支障にならないように、その都度、照明の明るさを調整したり、角度を調整したりという部分が課題だという部分であると思うんですけども、その辺はどのように考えているのか伺います。

○立花学都市整備課長 競技する上で照明を見上げるような状況のときに、目に入る、入らないということだとは思いますが、設置する段階で、そういった競技にどういう支障が起きる設置の仕方があるのかというのはちょっと研究させていただいて、十分配慮しながら、設置したいと思うんですけども、その大会ごとに角度を変えるということはやや不可能かなというふうに、今、現段階では思っております。

○小田部照委員 今の答弁で角度の調整はなかなか厳しいような設置の仕方になるということですが、明るさの調整は、消してしまうとか、調整がきくものなのか。

○立花学都市整備課長 今の構造の仕組みがちょっと私もそこまで詳細に把握してないんですけども、ブロックごとに、270基のうち、例えば100基だけをつけられるスイッチ、残り200基をつけられるような形っていうブロック分けがもし可能だとすれば、それはスイッチの入り切りでできると思うんですけども、調整というのは、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○小田部照委員 ぜひプレーに支障を来さないような設置の仕方を検討していただきたいと思います。

先ほども答弁がありましたが、総合体育館は耐震化基準に満たない施設の一つとして、いろいろと様々な課題がありますが、これを新しく建て直すお考えが今後あるのか、それとも先ほど言ったように、使えるところまで延命処置をしながら整備しながら、辛抱していくという考えでいるのか方向性を伺いたしたいと思います。

○立花学都市整備課長 現在耐震基準に満たさない施設というのは、公共施設がたくさんある中で、全体の老朽化であるとか今の状況であるとかというのを勘案して進めていくことにはなるとは思うんですけども、総合体育館に限って言うと、これからどういった形で改修をしていくべきなのか、さらに財源も大きなものになりますから、そういったことを考えながら検討していかなければならないと思っておりますけれども、なかなか今の状況でいつまで、いつ壊して改修するということは、現時点では検討中という状況です。

○小田部照委員 理解いたしました。

総体は市民スポーツ活動の拠点の一つですので、ぜひスポーツ課としっかりと連携を取りながら、利用者や市民のニーズに合ったような施設の充実に努めていただきたいと思います。

○立崎聡一委員長 他に。

○石垣直樹委員 今回補正ということでこの予算が上がってききましたが、当初予算ではなく補正ということで、工事期間中は体育館の使用できないと思われるけれども、その期間はどれくらいになるんですか。

○立花学都市整備課長 現在は7月に大きな大会を予定しているということでスポーツ課のほうからお話を聞いておまして、それまでに工事を終わらせるように準備を進めているところでございます。

実質工事の期間については、詳細に詰めてはいな

いですけれども、二、三週間ぐらいが工事期間かかるのではないかとこのように推測しているところでございます。

○石垣直樹委員 二、三週間で終わるということで、7月の大きな大会、こういったものに影響しないのかちょっと心配したんですけれども、納得いたしました。

ありがとうございます。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

○川原田英世委員 先ほどの小田部委員の耐震化の部分でいくと、今後どうしていくのか議論がまとまらない限りは修繕もしないということで、まず確認していいんでしょうか。

○立花学都市整備課長 私がお話した修繕というのは、大規模に改修するだとか、耐震化をするだとかということについては検討が必要だということで答弁したつもりでいるんですけれども、今回のようにLEDであるとか、安全を確保する修繕については進めていくこととなります。

○川原田英世委員 大きい耐震化にかかわる修繕というか大規模な改修はしないと。

議論がまとまるまでは、方向性を建て替えるのか、修繕で対応できるのかを進めていくという内容の答弁でよかったですね。

○立花学都市整備課長 現時点で建て替えるのか、それとも耐震化をするのかということも…

○川田昌弘副市長 耐震化の検討の中で、体育館についてもその耐震が足りないと、強度が足りないとこの結論が出て、その中で公共施設、それ以外にも、市民会館などいろいろある中でどうするんだと。

これは大規模改修をしたり、耐震化工事をして延命させるより、それはもう無駄だろうと、もともとの躯体の耐用年数が短い、それほど伸びないということで、そこはしませんということですが、今回のような照度が足りないだとか、例えばボイラーの改修が必要だとかというふうになったときには、それは延命する、それは耐用年数と見合いでやっていくんですけれども、そこは最小限の維持機能に必要な修繕はやっていくという結論を市として持ったところです。

ですから、今後その建て替えということもまだ決定をしていないですし、ただ体育館については体育館の機能というのは、例えばコミセンの体育室だとか、学校開放とか、まだ代替の施設はありますねと

いうことで、例えばどうしても閉鎖しなければならないとなっても、そういった代替の機能はあるというふうな考えと、あわせてほかの施設と比べて耐用年数がどうかという、体育館についてはまだ耐用年数が残っているという考えもありますので、そこは最低限の補修は必要だけれども、大規模の耐震化の工事だとか大規模改修というのは難しいねという結論で、今進んでるところです。

今後、公共施設の更新ということで、残った例えば体育館もそうですし、市民会館それから消防の本部庁舎、これらについて今後どうするかというのは、今検討も進めておりますけれども、まだ結論に至っていないという状況であります。

○川原田英世委員 ここは難しいところかなと。

市役所も同様に議論をした結果、改修してもたせるよりは建て替えたほうが良いという議論になった同様に、改修しても耐用年数が、総合体育館に関しても少ないから、基本的にはそのまま建て替える方向というか、ほかにも施設があるからという検討なので、いずれにしてもでも耐震化基準を満たしていないということで、使用していくには何かしら手を入れていかなければいけないということなのか。

ただ、手を入れたとしても、この耐震化という意味では基準を下回っている状況になってしまうのではないかとこの議論も同時にあって、そこはやっぱり難しいところだとは思って聞いてはいたんですけれども、ただ僕は何が心配かという先ほども議論があったように、このLEDをつけるのに、やっぱり耐震化満たし切れていない危険な部分があるということで、本当数カ月で壊すしかないという選択肢が出てきたときに、もったいないのではないかとこの率直な意見があるんですよ。

やっぱりそういうときに付け替えができるのではないのか、でもそれはちょっと難しいとかいろいろ議論があったりすることで、そこら辺をしっかりと、今から、このLED化にするときに、ある程度議論があるべきだと思っていたんです。

ただ、現状でやっぱり難しいということですが、今、市役所以外の公共施設をもたせながらやっていくと思うんですが、これに対しての議論というのはいつ頃までをめでに進めていくのか、ちょっとここからずれるかもしれないですけども、そこを今のところで考えがあれば最後にお伺いしたいと思います。

○川田昌弘副市長 公共施設の建て替えに関する時

限をつくって計画的にということのお話だと思いますけれども、なかなか当然財源もありますし、その優先順位もあります。

ですから、そこは耐震化の診断をした四つの施設の中でまずは市庁舎からスタートしようと。

そこが防災に当たっての指揮命令、系統の1番の重要なところだということで、そこだけは最初にやろうという優先度をつくりました。

あとは、それ以外の部分については、今後、検討するということにとどまっているわけですが、したがっていつまでにするということは、今ここで申しあげることできませんけれども、早急にそれぞれの施設の今後のあり方を含めて、早期に検討が必要だという認識は持っております。

ですから、それが固まった段階でまたお示しができるのではないかとこのように思います。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、ここで昼食のため、休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午後0時00分休憩

午後1時02分再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。

○立花学都市整備課長 午前中の質疑におきまして、川原田委員からお話がありました、かわまちづくり計画なんですけれども、計画5年ということで御説明したんですけども、現計画では4年ということで誤りでした。

大変失礼いたしました。

○立崎聡一委員長 川原田委員よろしいですか。

それでは、再開いたします。

議案第14号中、大曲公園施設改修事業について説明を求めます。

なお、繰越明許費補正が関連しておりますので、あわせて説明願います。

○立花学都市整備課長 議案資料37ページを御覧ください。

平成31年度一般会計公園施設整備費補正予算、大曲公園施設改修事業の歳入歳出予算の補正と繰越明許費の設定について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります、国の経済対策による社会資本整備総合交付金事業の国庫補助金の増額に伴い、公園施設改修に係る工事費4,700万円を追加補正するものであります。

また、事業の完了が見込めないことから、事業の全額を翌年度に繰り越しするものでございます。

当該事業では、アイスホッケーリンクの舗装、1,745平米の改修を行うものでございます。

補正額であります、補正額が4,700万円、補正後の額が4,700万円となり、財源内訳及び歳入予算については記載のとおりでございます。

繰越明許費の内訳についても、記載のとおりでございます。

また、施工箇所については、38ページに記載の位置図を御参照願います。

以上でございます。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○小田部照委員 アイスホッケーリンクの舗装の改修整備ということですが、この施設はアイスホッケーだけではなくて、この春からは市民のスケートボードパークとして、たくさんの市民に利用されているような施設ですが、工事のスケジュール日程などはどのようになっているのか伺います。

○立花学都市整備課長 現在夏場に利用している、今、委員からお話あるボードパーク的なもので使う、あとローラーホッケー的にも使える施設でございますので、できるだけその施設の利用に支障のないような時期に工事を進めたいということで、現在考えておりますけれども、工事の内容としては、配水管の布設替えの工事等がございますので、凍結が抜けた5月の連休明け以降の工事になるかなというふうに計画しているところでございます。

○小田部照委員 5月の連休明けということで、工事の期間は、結構大規模な地面から排水をやり直すとなると、結構ひと月ぐらいかかるような工事になるのかなと想像しますけれども、どれぐらいの日数がかかるのでしょうか。

○立花学都市整備課長 具体的に、現在の舗装、排水施設を取り壊して、これだけの面積を整備するので、一定期間は使えなくなるかなと思っておりますけれども、できる限りお時間を短縮して進めたいと思っております。

一般的には、1カ月ぐらい工事としてはかかるかなというふうに見込んでおります。

○小田部照委員 理解いたしました。

大曲公園の施設の改修事業ということで、今回はアイスホッケーリンクの舗装の改修ということなんですが、全体とおすとスピードスケートリンクの小

屋ですとか、アイスホッケーの小屋も整備車両だとか備品の収納する倉庫ですとか、大分老朽化して古い箇所もありますので、今後、そういった場所の改修の予定だとか、もしあるのであればお聞かせをいただきたいと思います。

○立花学都市整備課長 今回の公園整備事業における長寿命化を図る必要があるという施設については、施設の改修を行っていくことは可能なんですけれども、全体の老朽度であるとか、必要性であるとか、そういったことを考えながら、今後、同じような公園事業で進めることが必要であれば、進めていきたいと考えておりますけれども、具体的に、先ほどお話があったような施設をいつやるかというまでの具体的な計画は現在は持っていないという状況です。

○小田部照委員 理解いたしました。

アイスホッケー場とはいえ、先ほども言ったように、夏場通年型でスケートボード、インラインだとか、市民の多様化するスポーツのニーズに応えられるような施設ですので、ぜひそういった意味でも今後とも市民のニーズに合った施設整備に取り組んでいていただきたいと思います。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、続きまして、議案第14号中、市営住宅維持修繕事業について説明を求めます。

○小原功建築課長 議案資料の39ページを御覧願います。

平成31年度一般会計住宅管理費補正予算、市営住宅維持修繕事業について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります。本件は、公営住宅の家賃減免に対し、国庫補助金の交付が見込まれることから、市営住宅維持修繕事業の財源補正を行おうとするものであります。

当初予算時点では、家賃減免事業が国の交付金事業の対象と認められるか不確定でありましたので、当初予算の歳入財源には、公営住宅の住宅使用料を見込んでいたものであります。

補正前後の額に変更はありませんが、財源内訳につきまして、住宅の使用料が838万1,000円の減となり、国庫補助金が838万1,000円となるものでございます。

歳入予算については記載のとおりであります。

以上でございます。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○川原田英世委員 ちょっと1点だけ、家賃減免に対しての国庫補助ですけれども、この家賃減免の仕組み自体ちょっと、公営住宅家賃減免なんですけれども、全ての公営住宅の家賃減免に対してなのか、ちょっとそこら辺分からなかったのですが。

全てに当てはまるのか、それとも固定した物件に対してなのか、そこら辺の中身をちょっと教えていただきたい。

○小原功建築課長 市で管理している市営住宅入居者全てが減免基準を満たせば対象になるんですけれども、今回の申請につきましては、減免対象となる方が237世帯あったところでございます。

○川原田英世委員 270世帯があったということで、これは全ての減免の世帯ということになっているか。

○小原功建築課長 本年度においては減免対象になられた方が、その237世帯であったということでございます。

○川原田英世委員 わかりました。

○立崎聡一委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので次に移ります。

続きまして、議案第14号中、網走川筋環境整備事業、繰越明許費補正について説明を求めます。

○立花学都市整備課長 議案資料6ページ、資料5号を御覧ください。

平成31年度一般会計公園施設整備費補正予算、網走川筋環境整備事業の繰越明許費の設定について御説明いたします。

補正予算の概要の2、繰越明許費の補正の表のうち、内容欄、下から3段目、網走川筋環境整備事業において、現在、国で施工している網走橋ボックスカルバート内に照明施設等を設置することとして工事を進めておりましたが、国の工事との関係から年度内に完了が困難となったため、事業の一部を翌年度に繰越しするものでございます。

全体事業費470万円のうち、271万4,000円を繰越し、国の工事の進捗に併せて施行するものでございます。

以上でございます。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、お諮りいたします。

議案第14号、平成31年度網走市一般会計補正予算中、建設港湾部関係分については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

それでは続きまして、議案第18号、平成31年度網走市網走港整備特別会計補正予算について説明を求めます。

○梅津義則港湾課長 議案資料7ページ、資料5号をごらんください。

議案第18号…

○立崎聡一委員長 休憩します。

午後1時13分休憩

午後1時18分再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。

次に、議案第14号中、平成31年度網走市一般会計補正予算中、高齢者世帯地域優良賃貸住宅建設促進事業、繰越明許費補正について説明を求めます。

○小原功建築課長 議案資料の7ページを御覧願います。

2、繰越明許費の補正で、表の内容欄、上から二つ目になります、高齢者世帯地域優良賃貸住宅建設促進事業の繰越明許費について御説明をいたします。

補正の理由及び内容であります、本事業は、民間事業者がまちなかエリアにおいて建設を行う高齢者向け優良賃貸住宅について、国と市が建設費の一部を補助するものであります。

本年度内の完成を予定しておりましたが、建設着手に時間を要したことから、事業費3,600万円の全額を翌年度に繰越すものであります。

以上でございます。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、ここでお諮りいたします。

議案第14号、平成31年度網走市一般会計補正予算中、建設港湾部関係分については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○立崎聡一委員長 それでは引き続きまして、議案第18号、平成31年度網走市網走港整備特別会計補正

予算について説明を求めます。

○梅津義則港湾課長 議案資料7ページ、資料5号を御覧ください。

議案第18号、平成31年度網走市網走港整備特別会計補正予算について御説明をいたします。

3の債務負担行為の補正の表のうちの会計欄4段目、網走港整備特別会計におきまして、令和2年4月1日から履行の開始を予定しております。

三件の事項については、平成31年度中に契約事務等を取り進める必要があるため、債務負担行為の設定を行おうとするものであります。

債務負担行為の設定額は、上屋消防施設点検委託契約が15万円、港湾システム保守点検委託契約が22万1,000円、船舶給水業務委託契約が10万2,000円、合計で47万3,000円であります。

以上で説明を終わります。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、お諮りいたします。

議案第18号、平成31年度網走市網走港整備特別会計補正予算につきましては、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○立崎聡一委員長 それでは続きまして、議案第26号、網走市営住宅条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○大嶋尚士建築課参事 お手元の令和2年第1回定例会議案資料の61ページ、それから資料第8号を御覧願います。

議案第26号、網走市営住宅条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

改正の趣旨及び内容についてでございますが、令和2年4月1日施行の民法の改正に伴い、個人根保証契約における極度額の規律拡大、消滅時効、賃貸借契約など、自治体業務に対する影響を踏まえ、連帯保証人の規定の見直し、消滅時効を中心とする債権管理方法の見直し、公営住宅における賃借人の修繕義務、現状回復の範囲と敷金の実務上の取り扱いを明文化することなどに対応するため、当該条例に規定すべき関係規定について所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、民法の改正を踏まえ、国土交通省が示すモデル条例でございます、公営住宅

管理標準条例（案）の改正に基づき、入居手続における保証人を連署する請書提出の義務付けを削除し、新たに緊急時の連絡先を記載すること。

入居者資格において、具備すべき条件としては、地域の実情を総合的に勘案して判断すること。

入居者に修繕を要する費用の負担を求める場合は当該費用の負担について、その内容を具体的に定めること。

入居者が家賃を支払わないとき、敷金を債務の弁済に充てることなどの関係する規定の見直しを含め、明記しようとするものでございます。

条例の新旧対照表は、議案資料の63から77ページに記載のとおりでございます。

施行期日等につきましても、議案資料に記載のとおりでございます。

以上でございます。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○山田庫司郎委員 国の法改正に基づいてということですから、中身も含めて教えていただくことをちょっと何点が質問させていただきたいと思います。

まず連帯保証人によって、緊急連絡人ということで変わるわけですが、それと私債権が設定されることによって、延滞金の請求ができなくなる。

この辺でまずはちょっとお聞きしたいのは、要するに連帯保証人は、入居者が払えなくなった場合について、本人に義務があるのですが、最終的には連帯保証人も含めて返済をしていただくと、こういう流れで今まで来ていたわけですが、今度はその連帯保証人がなくなって緊急連絡人と、こういう形になるのですね。

先ほど説明いただいたように、もし家賃が滞れば、敷金が市としては使えるようになるという条文の改正もあるようですが、ちょっとその辺、どういうふうに具体的に変わるのかももう少し詳しく説明いただけませんか。

○大嶋尚士建築課参事 まず、連帯保証人の取り扱いの関係でございますけれども、国の民法の改正に伴って、連帯保証人を求める場合については、連帯保証人が負うべき、その債務について極度額の設定をしなさいということが、今回の法律改正で示されております。

極度額というのはいろいろな考え方がございますけれども、そういった形の設定の考え方であったり

だとか、あとは少子高齢化でこれから高齢化が、今までもそうですけれどもどんどん進んでいって、その連帯保証人を立てていただくことで、それが弊害になって公営住宅に入れないという事例が全国的にも広まっているというふうな国土交通省のほうから通知が来ておりまして、そういったことも勘案しながら、今回の民法改正に伴っての考え方を各自治体に求めますというふうな内容でございました。

当市としましては、その極度額の設定をする形ではなくて、先ほど御説明いたしましたとおり、連帯保証人を立てるというふうなことは削除しますが、緊急時に何かあったときに連絡体制がとれないというのはまた困る話なので、そちらを優先事項というふうな形で付記をするというふうなことで、条例改正をしようとしたのがまず1点目です。

もう1点目は、先ほども敷金のお話ございましたけれども、こちらにつきましては、そもそも論で、当市の条例の中の第19条に敷金の扱いについて、もともと条項としてあります。

ただ、それとは別に、今回の上位法令に当たる民法の改正に伴いまして、具体的に言いますと、民法の一部改正に伴う法律というのが平成29年に施行されておりますけれども、これに伴う賃借人は敷金を未履行の債務の弁済に充てることのできるということ規定が設けられたところでございます。

これに伴いまして、先ほど言いました国土交通省が示す、公営住宅に関するモデル条例案の内容が改正されておりますので、それと符合する形で、当市の市営住宅条例の文言等を改定をかけるというふうな意味合いでございます。

以上です。

○山田庫司郎委員 市としては原則、住宅使用料については定期的にちゃんと払うのが大原則ですが、遅れた場合のことを含めてですが、延滞金は基本的に今度求めないということになるんですね。

○大嶋尚士建築課参事 法律的な債権の取り扱いの方法によって、考え方は変わるのとは御承知のとおりだと思うんですけども、今回については言い方が変わるというふうな形で延滞金というふうな形ではなくて、遅延損害金というふうな形になるということでございます。

○山田庫司郎委員 要するに端的に言うと、もし住宅使用料が仮に未払になって、多額にたまってしまったときには、敷金を充てるということで、市としては収入として見れるということですね。

ただ、敷金というのは、本人が払うのは少額だと思うんですが、その辺のその敷金基金から流用して、一般会計に繰り入れるという考えではないのでしょ。どういうふうになるのですか、敷金からできるというのは。

○大嶋尚士建築課参事 まず、敷金の関係ですけれども、敷金については、条例上にも規定しておりますけれども、基本となる入居時の家賃を2カ月の範囲内で、交付を求めることができるというふうな形になっております。

なので、これにつきましては、その入居当初にお預かりをするという位置付けで、基金に積むものでございます。

明渡す、いわゆる退去するというふうな形になったときに、入居した当初にお預かりしている敷金を返還するというのが、基本的な考え方でございます。敷金の基金のほうを取り崩して別の管理事業という事業別の事業でございますけれども、その中に敷金に対する返還金という項目がございますので、そこを符合させながら、歳入歳出予算を合わせながら返還をします。

ただ、その返還をするに当たって退去する方、もともと入居されていた方が、滞納があったりだとか、した場合については、その敷金の一部を充てることができるというふうな条例がももとの条例であったわけです。

ただそこに今回は、通常入居しているのであれば払わなければいけない使用料を払わない方について、弁済費用としてその敷金を充てることができるという条項を一個追加するという考え方でございます。

○山田庫司郎委員 連帯保証人はなくなるんですよ。

だから、直接本人が返せない場合も含めて、今、敷金2カ月分と言いましたけど、2カ月分は担保している、市はね。

仮に払えなくなったときに2カ月分はもらえるんですよ、極端なこと言いますと。

ただ、それ以上になったときには、これ請求しても本人が払えないと、またいろんな処置がありますけれども、その辺は今までと変わらないというような表現をしていますけれども、変わりますよね。

それと延滞金も名前変わったとはいえ、延滞金は求められるのですか。

○大嶋尚士建築課参事 滞った場合の取り扱いというふうなことだと思うんですけども、そちらにつきましては、先ほどのちょっと補足になりますけれども敷金については、今の現状の条例上では、退去時でなければ精算することができないんですけども、入居中であっても住宅使用料等について、家賃等について滞納がある場合については弁済することとして充てることができるというのが今回の条項の一つの意味合いです。

それと、延滞金の考え方というふうなことですけれども、こちらについては法定利率というふうな形になりますけれども、債権の種類によって違うんですが、法定利率というふうなものを使いながら、延滞金に代わるものとして請求をすることができるというふうな内容でございます。

それと、あともう一つやり方というか、これからの運用の仕方についてどうですかという御質問かと思うんですけども、基本的に担保しているその2カ月分の敷金については、もし滞納が滞ればそこに充てることができるので充当することは可能になります。

ただ、やり方としていきなりそれをするのではなくて、今までどおりその段階を踏んで、督促、催告、それ以外に内部規定も設けていますので、それに基づくその退去勧告ですとか、明け渡し予告ですとか、最終的には明け渡し請求というふうなもの、それから法的措置というふうなことを積み重ねて、段階的に進めていくというやり方については変わりはありません。

○山田庫司郎委員 後段の説明は十分理解しますし、そういう対応はもちろんこれからもしていかなければならないし、やっぱり未納があった場合には速やかに請求も含めて、早目に対応するというのを今もされてると思いますが、これは何ら変わっちゃいけないと思うんです。

ただ心配な部分は、連帯保証人に最終的に求めるつもりはありませんけれども、やっぱり担保を連帯保証人も含めて責任を持つというのが今までであったと。

ただ、参事が言われるように、本当に連帯保証人が探せないばかりに入居できない市民もいらっしゃるのも僕も現実としてわかっていますから、そこはひとつ、いい意味では利点もあるんだと思うんですが、市側とすると、最終的には民法になるのか、民事なるかわかりませんが、やっぱり払われるべきも

のが滞るということは、税の部分も同じですけども使用料としては公正公平と考えれば、当然払わなければならないと。

ここをどうするかという問題がひとつありますから、今までは連帯保証人がいれば、その方にも請求を求めた、連帯保証人で払ってくれた方もいらっしゃるわけですけども、そこが今度なくなると。

それと敷金を二つ担保しておくということになれば、最悪2月分はそこで確保できますと。

そうなれば今まで敷金というのは、修繕のほうに、先ほどもありました、繰り入れをして修繕をやっていくんですよ。

それが今度は修繕のほうに敷金が回らない可能性も出てこないかなということを私は心配をしているんです。

そうすると修繕もまたこの中の法律の中にあります。

壊した部分は本人が当然直すんですが、市が今度直すときのことも含めて、そこが今度は敷金基金から修繕のほうにまわしながらやってきた経過が今度であるのですが、それがやっぱり敷金基金もある程度持つてなければならぬと。

こういう考えにもしなつたときに、修繕のほうのお金というのは、どういうところから今度見出していくべきなのかなと。

こういうことをちょっと私は心配しています。

そういうちょっと疑問もあるんですが、その辺はどうでしょうか。

○大嶋尚士建築課参事 敷金の取り扱いについてということだと思んですけども、まず運用の方法として今回、先ほど御説明させていただいた、組み換えの関係でございましたけれども、そちらにつきましては、同じ市営公営住宅等に附属する施設等の修繕等に益金ですね、利益として上がった分についてまわすこともできるというふうな内容になってございますので、そちらを活用するために、先ほど説明したその昭和の中期、後期ぐらいになるんですかね、そこから構築している益金の部分を、今回積替をしますというふうな説明をさせていただいたところでございます。

それと、退去時の敷金の取り扱いの関係だと思うんですが、ここについては、今までどおり条項は変わりませんので追加になってるだけなので、基本的にはその滞納の家賃がない方については、従来の条例第3項、条項は変わるので項は変わりますけれど

も、住宅の使用料の滞納がない方については修繕の分担金というふうな形で、もし必要であればいただくというふうな考え方には変わりはありませんし、やり方も変わらないと。

全くそういったその滞納もなく、きれいに使っていた方については、預かっている敷金については全部お返しするという点について、民間の事業所さんとアパートとかそういったところと同じような考え方であるという認識でございます。

○山田庫司郎委員 いろいろ連帯保証人の関係で入居できない、これも本当に問題だと思いますし、そういう面では一つの判断ということで私は了解しますけれども、いろんな側面がちょっと心配な部分、心配し過ぎなんかもかもしれませんが、今、参事が言われるように、そんなに従来から変わらないよということですし、その敷金も利息も含めて増えてこればそれはありがたいことですし、2年、3年で出られる方と何十年もいらっしゃる方いるわけですから、いろんな意味で基金をちゃんとうまく利用していくように考えていかなければ修繕するときに、市のほうからの持ち出しをしなきゃならないとなるとこれまた大変ですすね。

それと、今までやってたように、先ほども言いました。

本当に多くの金額がたまらないように、早目の対応と、やっぱり早目に僅かずつでも計画を立てて住宅使用料については、速やかにやっぱり払っていただくような手だてを、さらに一層やっぱり取り組んでいかなければ私はいけないと思いますので、その辺含めて原課としては大変かもしれませんけれども、そこをお願いして質問を終わります。

○立崎聡一委員長 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、お諮りいたします。

議案第26号、網走市市営住宅条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○立崎聡一委員長 次に、議案第17号、平成31年度網走市公共下水道特別会計補正予算の説明を求めます。

○中村昭彦下水道課長 議案資料7ページ、資料5号を御覧願います。

議案第17号、網走市公共下水道特別会計の債務負担行為に関する補正につきまして御説明いたします。

3、債務負担行為の補正の会計欄3段目、公共下水道特別会計において、令和2年4月1日から履行開始が予定されております5件の事項につきまして、平成31年度中に契約事務等を取り進める必要があることから、その経費について債務負担行為の補正をするものでございます。

債務負担行為の設定をしようとする内容及び限度額につきましては、下水道使用料徴収事務負担金等記載のとおりでございます。

5件のうち1件につきましては、工事請負契約でございます。

昨年、二見ヶ岡の自転車道路の汚水圧送管の漏水がありました、汚水関係の冗長化をする工事内容でございます。

所有者である北海道より、自転車道路の開門まで、もしくは、いち早く工事を完了させてほしいとの要請があるため、債務負担行為の設定を行い、早く工事着工完了するためのものでございます。

5件の総額、1億3,340万4,000円を補正するものでございます。

以上です。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですのでお諮りいたします。

議案第17号、平成31年度網走市公共下水道特別会計補正予算につきましては、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○立崎聡一委員長 それでは続きまして、議案第20号、平成31年度網走市簡易水道特別会計補正予算について説明を求めます。

○吉田憲弘上水道課長 平成31年度簡易水道特別会計の補正予算につきまして御説明いたします。

議案資料7ページを御覧願います。

3、債務負担行為の補正の表の5段目、簡易水道特別会計において、令和2年4月1日から履行開始が予定されております事項について、本年3月31日までに事務を取り進める必要があることから、その経費につきまして債務負担行為の補正をするもので

ございます。

債務負担行為の設定をしようとする内容及び限度額は、水道料金徴収事務負担金101万8,000円のほか3件の事項について、合計830万2,000円を補正するものでございます。

説明は以上でございます。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○山田庫司郎委員 ちょっと1点だけですが、公用車の購入契約なのですが、これは初めてのケースかなと私の記憶では思うのですが、何か早めに契約をして4月1日から車を動かさなければならぬという何か事情があるのか。

新年度で計上してもいいように思うんですが、債務負担行為ですから、そんなに変わらないと言えばそれまでですけれども、その辺ちょっと中身について説明いただきたいと思います。

○吉田憲弘上水道課長 公用車の購入の契約についてですけれども、平成15年4月登録の公用車でございます。

車検は令和2年5月20日で満了です。

航続距離は19万キロでして、今、エンジンの系統の不具合が最近多くて、水源地等の監視業務を行っていますけれども、携帯電話とかもつながらない場所ですので、極力早く入替えを行いたいということで、車検が令和2年5月20日ですので、それに間に合うような形です。

○山田庫司郎委員 現在使っている車を更新するという考え方だというふうに改めて理解しますが、それで今の車の車検切れが5月になりますと。

ですから、今年度中に契約を履行して、なるべくその車検切れに間に合うように車を廃車したいと。

こういう理由ですね、理解しました。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、お諮りいたします。

議案第20号、平成31年度網走市簡易水道特別会計補正予算については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○立崎聡一委員長 それでは続きまして、議案第22号、平成31年度網走市個別排水処理施設整備特別会計補正予算について説明を求めます。

○中村昭彦下水道課長 議案資料8ページ、資料5号を御覧願います。

議案第22号、網走市個別排水処理施設整備特別会計の債務負担行為に関する補正につきまして御説明いたします。

3、債務負担行為の補正の会計欄の1番下の段、個別排水処理施設整備特別会計でございます。

令和2年4月1日から履行開始が予定されております1件の事項につきまして、平成31年度中に契約事務等を取り進める必要があることから、その経費について、債務負担行為の補正をするものでございます。

債務負担行為の設定しようとする内容及び限度額につきましては、個別排水処理施設使用料徴収事務負担金、26万2,000円の補正を行うものでございます。

以上でございます。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、お諮りいたします。

議案第22号、平成31年度網走市個別排水処理施設整備特別会計補正予算については、全会一致により原案可決すべきものとして、決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○立崎聡一委員長 それでは続きまして、議案第24号、平成31年度網走市水道事業会計補正予算について説明を求めます。

○野呂俊広営業経営課長 議案資料57ページ、資料6号を御覧いただきたいと思います。

議案第24号、平成31年度網走市水道事業会計、債務負担行為補正予算について御説明申し上げます。

1、補正の目的につきましては、令和2年4月1日から履行が必要となる契約について平成31年度中に契約事務等取り進める必要があることから、その経費について債務負担行為の補正をするものでございます。

2、内容につきましては資料記載のとおりでございます。水道料金に係る収納業務等委託契約のほか、合計5件で総額6,792万3,000円となるものでございます。

以上でございます。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、お諮りいたします。

議案第24号、平成31年度網走市水道事業会計、補正予算については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

それでは、ここで理事者入替えのため暫時休憩いたします。

午後1時49分休憩

午後1時52分再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。

次に、陳情の審査を行います。

初めに、陳情第15号について審査いたします。

この陳情について委員の皆さんの御意見をお示しいただきたいと思います。

○松浦敏司副委員長 陳情第15号については、私どもとしては基本的には理解できると。

日本国憲法の尊重・擁護に関する陳情ということでありまして、記の中についても、おおよそ私としては理解できるというようなことで、この陳情については採択していいのではないかと思います。

○小田部照委員 私としてはまず、記の1の憲法の改悪あたりも含めて、今時代の流れにあったように国会のほうで改正に向けた議論がされていますので、この中身全文に対して賛同しかねますので、不採択でお願いしたいと思います。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

○澤谷淳子委員 私も不採択でお願いします。

ここに書かれている、1、2、3と書かれている記についてもですけれども、ちょっと偏った見方ではないかなというところもありますし、全てにおいて当市としては当てはまらないことも全て出ておりますので、不採択でお願いいたします。

○立崎聡一委員長 他に。

○山田庫司郎委員 私も、松浦委員からちょっと発言がありましたけれども、中身については確かに、主観的な部分というものもあるのかもしれませんが。

私としてはかぶるところは非常に多いのですが、違う考え方を持っていていらっしゃる方ももちろんいるんだというふうに思いますし、記についても私は、ぜひこういうことができればというふうに思っていますけれども、状況的には非常に厳しいだろうとこ

んなふうにあります。

ただ、不採択の御意見もありましたけれども、私はぜひですね、ここにも触れています。

いろいろ選挙中にあった、選挙を妨害したということも含めての道警の対応とか、ここにもあります。トリエンナーレの関係の補助金のカットとか、本当に表現の自由も含めて、何か脅かされているような状況が今できてきてないかということ、非常にまた私自身心配過ぎなのかもしれませんけれども、いろんな状況が今、私としては肌で感じているところがありますから、私としてはぜひ採択の方向で、もし記の部分の整理をするのならということがひとつありますけれども、ぜひ採択の方向で、私は考えていただきたいと思っております。

○栗田政男委員 内容を見させていただきまして、私の考えと真逆の考え方が多々見受けられるんですが、そういう考え方もあるということですから、私は不採択なんて傲慢なことはいけませんので、継続で皆さんで議論したらいいのではないかなと思っております。

○立崎聡一委員長 他に。

○石垣直樹委員 この陳情読ませていただきました。

まず全文の1行目、「近代日本は軍事大国化を目指し、侵略戦争、植民地支配の道を歩みます」と書いてありますが、これは全く真逆で欧米列強の植民地支配から唯一アジアで戦ったのが日本だという認識でございます。

また、中段に書かれているあいちトリエンナーレに関しましても、「脅迫によって中断に追い込まれた上に」と書かれておりますが、そもそもこれを採択した愛知県がおかしいと私は思っております。

そして記に移りますが、「憲法の改悪に反対を表明し、憲法を遵守すること」とありますが、何ををもって憲法が改悪になるのか、そして、これからは現代にあった憲法へ変えていくべきだと私は思っております。

2に関しては認められるかと思っておりますが、3に関してでございます。「自治体主催で、特定の宗教による戦争犠牲者追悼集会を行わないこと」と書かれておりますが、これは行うべきでございます。

さらに記の4でございますが、玉串料などの支払いなどは行うべきでございまして、公的な立場での参加もするべきだと思っております。

4に関しても、最後の部分で「自治体職員に神社

参拝や遺族の引率をさせないこと」と書かれておりますが、神社への参拝はするべきだと思います。

そして6番の「自治体の所有する土地を特定の宗教団体に提供したり」と書かれておりますが、この特定の宗教団体が何を指しているのかわからないので賛同できません。

さらに7番の『公的機関・公的行事における「日の丸、君が代」の強制を行わないこと』と書かれておりますが、これはうたうべきでございます。

8番におかれましては、「自治体における天皇の歴史支配を意味する住民への元号使用の強制を行わないこと」と書かれておりますが、何を言っているか全くわかりません。

9番におきましては、これについても賛同できません。

10番におきましては、この基準にかなってないかのような記載になっておりますが、そうではないと思っております。

11番に関しましても、公共施設におきまして、憲法や平和を考える集会の使用拒否と書かれておりますが、網走においてこのようなことがないというふうに思っております。

これをもちまして、これは全くの不採択であるというふうに認識しております。

○立崎聡一委員長 他に。

○松浦敏司副委員長 それぞれ不採択というお話もございましたけれども、石垣議員のほうからは相当具体的にお話がありました。

全く私はそれこそ真逆であります。

第二次世界大戦を抗したきっかけはやはり日本国であります。

結果として、アジア全体にまで広げてしまったというのは、これは歴史的事実であります。

記の中での特定の宗教による戦争犠牲者追悼集会、これは、つまり特定の宗教という今、いわゆる靖国を初めとする、そういったことも含めて、宗教色というのは基本的には、自治体、行政がやってならないというこれは憲法上の問題がありますから、3について言ってることは全く間違っていない、こんなふうにあります。

それから4については、我々も含めて、国家公務員も含め国会議員も、地方議員も、全ての公務員は、憲法99条に、憲法に遵守する義務を負うというふうにありますように、そういった点でも私たちは憲法を守る立場にあるんだということでもあります。

日の丸・君が代については、法律では日の丸が国旗であり、君が代が国歌だというのは決まっていますが、これを強制するということはありません、明記しているだけです。

ですから、ここを強制するというのはあってはならない、それはそれぞれの自治体や、あるいは学校などが判断すべきだというふうに思うところであります。

元号についても、いわゆる、世界の中でいまだに元号も使っていると。

今、日本国内においては、元号と西暦を併用しています。

だから元号を強制するという事は、やっぱりあってはならないとは思いますが。

ただ大体、行政への段階では元号を使っていると思いますが、西暦を使ったらだめだというふうになっておりませんので、この辺でもなかなか石垣委員とは意見が合わないなというふうに思っています。

公共施設の会場使用拒否、これは網走ではありません。

しかし、全国の中では、実は最近幾つか起きています。

それで裁判沙汰にもなっていますように、やっぱりそれはあってはならないというふうに思うところでもあります。

そういう意味で、なかなか意見が一致しませんけれども、明らかに認識が違うところについて私のほうから一定の反論をさせていただきました。

以上です。

○立崎聡一委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、陳情につきましては、全会一致を旨とするということになっておりますので、意見の一致を見なかったため、閉会中継続審査とすることを報告することに決定いたしましたと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではそのように報告させていただきます。

ここで理事者退席のため、休憩したいと思います。

午後2時03分休憩

午後2時03分再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。

次に、陳情第1号について審査いたします。

この陳情は、6月18日に当委員会に付託されまし

たが、継続審査となっております。

この陳情について、委員皆様の御意見をお示しいただきたいと思えます。

○川原田英世委員 本当は理事者がいたら、24日に社会教育のほうで開催された学習会の状況も伺いたかったのですが、私も一応行ってきたので、予想以上の参加者で席数も足りなくなって、これだけ市民の中で関心が高いものなかとということを改めて感じたところです。

またその中で、市としての取組がやっぱりまだまだ足りないんじゃないかと、そういった参加者からも意見があったのではないかなというふうに受け止めています。

その勉強会が開催されたこと自体は一步進んだことだというふうに思いますけれども、やはりその中でもまだまだ市民の理解が足りない。

今日も朝NHKでもレインボーファミリーで番組、毎週やっているんだと思いますけれども、取り上げてやっていました。

また、報道でも国際的な、そういったパートナーの関係に対して、法的にもまだ整備が不十分で、やっぱりこれは多くの国民、市民の認識が、これからまたさらに不可欠だろうというような報道も今日もあったところです。

といったところも踏まえて考えていくと、なかなかこの陳情についてこれまで議会では継続という形でできましたけれども、やっぱり今こそ、これをしっかりと通して市でも率先した取り組みを進めていただくようにすべきだというふうに思いますので、ぜひこの陳情は通すべきだというふうに思います。

○立崎聡一委員長 他に。

○松浦敏司副委員長 私もこの前の社会教育のほうで実施したLGBTの当事者の方が実際の体験も話されたことで、私なりにLGBTに対して認識をしていたつもりですけれども、さらに目からうろこの内容で、非常にいいものでありました。

そして、網走市民で実際に自分自身がそうだというようなことを発言する方もいましたし、そしてこのLGBTに対する国内的な世論も非常に前進しているということで、この陳情があがった頃の状況と、今の日本の状況というのはLGBTに対する考え方が相当大きく変化してきているという点で、やはり陳情については、陳情者はもう亡くなってしまっておりますけれども、この思いを私たちはしっか

り受け止める必要があると。

昨年の大阪に視察行ったことも踏まえると、特別なことをするわけではないと。

その人たちの思いを受け止めるということを大事にすればいいんだというようなこともお話を受けて、ぜひこの陳情については、採択していただきたいと思えます。

○立崎聡一委員長 他に。

○澤谷淳子委員 私も採択でお願いします。

今言った松浦委員と全く同じになりますけれども、先月24日にエコーセンターで行われたLGBTの当事者の杉本文野さんの講演を聞きまして、私も理解をしているつもりだったのですが、改めてこの方たちの受けてきた苦しみとかも聞くことができました、やはり皆さんでそういう理解を広げて、またさらに広げていくことができればいいなと感じました。

また、パートナーシップ認証制度は、もともと何国からの法整備がなっていないですから、何の権利とかもないんですけれども、昨年10月の総務経済委員会を訪れた大阪市での取り組みを聞きまして、それは何の法的にもそういった効力がないのですが、やっぱり当事者にとっては認証制度をしてもらったことで、本当に喜んでいるということも聞きましたので、ぜひ採択でお願いします。

○立崎聡一委員長 他に。

○小田部照委員 私は先月24日の集会には行けなかったのですが、昨年に委員会として大阪のほうにLGBTの視察をさせていただきました。

大阪も274万人都市の中で、大都市中で143件と想像以上に件数は少なかったのですが、こういうLGBTの当事者が網走にもいるということで、我々としても採択の方向で考えております。

ただ、一つ申し添えさせていただきたいのが、記の2に「パートナーシップ認証制度について検討し、必要な調査を行う」とありますが、文言整理というわけではないのですが、網走にとってあくまでも必要性を含めた検討というニュアンスを皆さんで共通で認識を持っていただいた上での採択にさせていただきたいと思えます。

○栗田政男委員 意味がわからない。

○立崎聡一委員長 他に。

○栗田政男委員 私はやっぱりオフィシャルというか、公的には私が多分最初に一般質問で取り上げました。

それはなぜかという、他市、いろんな先進的な地域はそれぞれ、そういうシステムでそういう声を聞くことで、実は当市においては、それを直轄に担当するセクションも見当たらないような状況でしたが、一歩も二歩も前進したと感じたのは、やはり市主催のフォーラムを開催されたということは、行政側としても認識を新たにしているんだなということ強く感じます。

当然、すぐやるべきことを今までかかったわけですが、何としてもやはりそういう制度の拡充というのは必要ですし、中には反対された方も多分いらっしゃるんじゃないかというふうに記憶していますが、認識も新たにさせていただいて、しっかり取り組みというものを推進していただければなというふうに思います。

採択でお願いいたします。

○立崎聡一委員長 他に。

今御発言されてない石垣委員は…

○石垣直樹委員 私はやはりここに書かれている電通ダイバーシティの調査の8.9%、この数字がどうもちょっと納得できません。

と言いますのは、ほかの数字を調べると、余りにも開きがあり過ぎるというふうに感じております。

大阪、先ほどお話ししましたが、270万人の国際都市において143組、うち21組26名が外国人、その中でも3.3%の方が、この制度を使っております。

少し8.9%の数字との開きが大きい、ほかにも社人研のデータを見てもちょっと違うのかなという認識はございますが、この陳情内容を読みますと、やはりこの必要性も含めて検討していただくということなら、採択ということで考えております。

○山田庫司郎委員 今、石垣委員から8.9%の話もありました。

電通ダイバーシティ調査の結果ですね、これは。

この間の24日の講師の話では、七、八人に1人と、11%ぐらいが、もしかしたらあなたの隣の方もそういう考え方を持っている方がいらっしゃるかもしれないというふうな話があったように、僕もあそこで聞いてなるほどなというふうにちょっと思った部分もあるのですが、パーセントはパーセントとしてこのダイバーシティ調査での結果ですから、ここでひとつ上げてるわけで、それとその必要性があるかも検討するという今お話がありますけれども、

必要性があるから私たちはこれを市に出していくのです。

必要性があるかないかを市に検討しなさいなんていうことは、それなら出さなくてもいいんですよ。

議会として、市のほうで検討を始めてくださいと、こういう陳情なんです。

必要か必要でないかを判断しなさいは言っていない。

必要なので検討しなさいというのが、私たちから出す意見書にならなければ意味がないと思います。

私は、

いやいや、局長が何か言っているけれども、何を言っているのか意味がわからない。

○立崎聡一委員長 各委員それぞれからお話がありました。

あくまでもこれ陳情なので小田部委員、石垣委員にちょっと確認したいんですけども、この文章はこのまま、もし採択されれば、このまま送られるという御理解のもとでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

わかりました。

それでは、陳情第1号、性的少数者へ憲法13条に基づいて最大の尊重を網走市に求める陳情については、全会一致により採択すべきものとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

陳情1号については、市長へ採択された旨、付議された陳情本文を送付することに決定してよろしいでしょうか。

それに伴いまして、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきか否かを決めていただきたいと思います。

請求すべきということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○立崎聡一委員長 続きまして行政視察について、お話しさせていただきたいと思います。

まず初めに、行政視察を実施するか否かを決定していただきたいと思います。

○栗田政男委員 常任委員会の行政視察は非常に大切なので実施する方向で考えてほしいのですが、その後に出るでしょうけれども、時期的なものは、今回の問題、コロナの問題があるので、後々考えたほ

うがいいと思います。

○立崎聡一委員長 他に。

今栗田委員のほうから行政視察は非常に重要なものなので実施する方向というお話がありました。

各委員の皆さんはそれでよろしかったでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

行政視察は実施するというので進めたいと思います。

○山田庫司郎委員 事務局の対応の関係もあると思います。

改選期ではありませんから5月に、従来は行ってきました。

ただ今の状況が5月の段階でどうなっているか全く推測がつかない状況もあります。

ですから、4月は無理だというふうに相手方も含めて考えなければならぬと思いますので、5月の下旬がいいのかどうかひとつあるんですが、事務局にちょっと聞きたいのは、ぎりぎりになって準備期間を含めて1カ月ぐらいあれば何とかなるのか。

○立崎聡一委員長 はい、事務局お願いします。

○大島昌之事務局長 準備の関係でございますが、通常5月に実施する場合は3月の委員会で決めていただいて、約2カ月ぐらいで相手との調整とか、そういうことをチケットの手配とかしてしますので、できれば2カ月ぐらい、いただきたいと。

5月末の実施するのであれば今決めていただいて、秋にするのであれば、まだ先でもいいのかなと、そういうことでございます。

○立崎聡一委員長 よろしいですか。

○山田庫司郎委員 それで、いつやるかはまた議論してもいいのですが、もう3月の上旬です。

議会が終わった後にまた集まってということも一つありますけれども、そう考えますと、もう5月実施も私は諦めたほうがいいかなと思うんです。

6月は議会がございませぬ。

7月からは、ぜひというふうに私は期待していますが、東京オリンピックが始まって8月に終わるわけですから、そうすると10月か11月に予定をしたいというふうにちょっと委員会としては、そのぐらいのときに考えようというふうに思っておかなければ事務局も大変だというふうに思うのですが、ほかの委員いかがでしょうか。

○立崎聡一委員長 今、山田委員のほうから御意見がございました。

事務局と正直打ち合わせをさせていただきました。

その段階で、現状コロナウイルスの関係で、各種イベント等も中止されております。

ただ、行政視察は実施する方向で今御決定をいただいたので、当然、時期的なものはこれから考えなければいけないんですけれども、今山田委員がおっしゃったように、5月はかなり厳しいということで、まず無理です。

6月は議会がありますので、7月はオリンピックが入ってますので、その辺を考えるとやはり必然的に秋頃にならざるを得ないだろうなというふうに、考えてはありましたが、今そういう御意見をいただいたので、そのような方向で進めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大島昌之事務局長 秋に行うということで、それが決定されればですね、6月定例会あたりで行き先、調査項目を含め、そのあたりでいろいろと整理していただければ、10月、11月には十分間に合うんじゃないかと思っていますので、そういうことであれば今回決めなくてもいいのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。

○立崎聡一委員長 今、事務局長のほうからもお話がありました。

6月定例会中に視察の関係ですが、協議させていただきたいと思いますので、それまでに目的、それから行き先などを調べてきていただきたいなというふうに思います。

行政視察については以上なんですけれども、全体を通して何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで総務経済委員会を終了いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後2時20分閉会
